【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出日】 平成20年6月30日

【事業年度】 第61期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

【会社名】 ケイヒン株式会社

【英訳名】 THE KEIHIN CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大津育敬

【本店の所在の場所】 東京都港区海岸3丁目4番20号

【電話番号】 (03)3456 7825(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 漆 畑 光 一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区海岸3丁目4番20号

【電話番号】 (03)3456 7825(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役財務部長 漆 畑 光 一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

ケイヒン株式会社(横浜地区)

(神奈川県横浜市鶴見区大黒埠頭15番地2)

ケイヒン株式会社(名古屋地区)

(愛知県名古屋市中川区玉船町2丁目1番地)

ケイヒン株式会社(大阪地区)

(大阪府大阪市北区大淀南1丁目5番1号)

ケイヒン株式会社(神戸地区)

(兵庫県神戸市中央区小野浜町11番47号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第57期	第58期	第59期	第60期	第61期
決算年月		平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
売上高	(百万円)	43,410	40,211	43,375	46,220	45,255
経常利益	(百万円)	1,173	1,251	1,422	1,281	1,634
当期純利益	(百万円)	627	712	874	639	299
純資産額	(百万円)	11,804	12,662	14,274	14,045	12,849
総資産額	(百万円)	50,695	50,549	51,610	51,553	46,675
1株当たり純資産額	(円)	181.22	193.83	218.51	215.03	196.72
1株当たり当期純利益	益 (円)	9.64	10.92	13.38	9.79	4.58
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	益 (円)					
自己資本比率	(%)	23.3	25.1	27.7	27.2	27.5
自己資本利益率	(%)	5.3	5.8	6.1	4.5	2.2
株価収益率	(倍)	22.6	38.3	36.2	27.7	34.5
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,226	2,283	2,363	2,580	1,528
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	1,151	948	1,310	1,598	577
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	720	1,171	1,854	959	2,545
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	3,689	3,843	3,083	3,130	1,549
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数)	(名)	1,063 (834)	1,023 (806)	1,068 (889)	1,069 (980)	1,033 (1,055)

⁽注) 1 売上高には、消費税等(消費税および地方消費税をいう。以下同じ。)は含まれておりません。

² 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。

³ 純資産額の算定にあたり、第60期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第57期	第58期	第59期	第60期	第61期
決算年月		平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
売上高	(百万円)	36,158	34,014	35,966	39,113	37,886
経常利益	(百万円)	803	812	950	893	1,424
当期純利益	(百万円)	394	443	118	286	230
資本金	(百万	5,376	5,376	5,376	5,376	5,376
発行済株式総数	(株)	67,539,457	67,539,457	67,539,457	67,539,457	65,364,457
純資産額	(百万円)	14,921	15,355	15,991	14,263	13,077
総資産額	(百万円)	44,776	44,951	45,920	45,889	41,114
1 株当たり純資産額	(円)	221.01	227.46	236.91	218.37	200.21
1 株当たり配当額 (1 株当たり 中間配当額)	(円)	5.60 ()				
1株当たり当期純 利益	(円)	5.85	6.56	1.75	4.31	3.53
潜在株式調整後 1 株当たり当期純 利益	(円)					
自己資本比率	(%)	33.3	34.2	34.8	31.1	31.8
自己資本利益率	(%)	2.6	2.9	0.7	2.0	1.7
株価収益率	(倍)	37.3	63.7	276.6	62.9	44.8
配当性向	(%)	95.8	85.3	319.1	129.9	158.6
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数)	(名)	281 (177)	275 (177)	281 (182)	290 (194)	276 (190)

- (注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式がないため記載しておりません。
 - 3 純資産額の算定にあたり、第60期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計 基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基

準適用指針第8号)を適用しております。

2 【沿革】

- 昭和22年12月 資本金300万円をもって東京都中央区に大津工業株式会社を設立、横浜港に倉庫業 開業の準備を進める。
- 昭和23年4月 倉庫10,000平方米の営業を開始。商号を京浜倉庫株式会社に変更し、本社を神奈川 県横浜市中区野毛町2-75に移転。
- 昭和24年9月 倉庫証券発行認可。
- 昭和26年3月 本社を神奈川県横浜市神奈川区千若町3-1に移転。
- 昭和30年7月 一般港湾運送業を開始。
- 昭和30年8月 税関貨物取扱人業を開始。
- 昭和34年6月 東京支店を設置。
- 昭和34年12月 船舶代理店業を開始。
- 昭和35年2月 ケイヒン港運株式会社[本店 兵庫県神戸市]を設立。(現・連結子会社)
- 昭和35年3月 一般区域貨物自動車運送業を開始。
- 昭和35年4月 横浜支店を設置。
- 昭和35年6月 本社を神奈川県横浜市中区南仲通り4-43に移転。
- 昭和37年9月 東京証券取引所の市場第二部に上場。
- 昭和39年10月 大阪支店を設置。
- 昭和40年6月 神戸支店を設置。
- 昭和41年3月 通運業を開始。
- 昭和43年3月 名古屋支店を設置。
- 昭和43年11月 ケイヒン陸運株式会社 [本店 東京都足立区]を設立。(現・連結子会社)
- 昭和44年8月 ケイヒン海運株式会社 [本店 神奈川県横浜市]を設立。(現・連結子会社)
- 昭和44年12月 大興運輸株式会社(資本金8千万円)を吸収合併。
- 昭和46年8月 東京証券取引所の市場第一部に上場。
- 昭和47年12月 ケイヒン配送株式会社 [本店 神奈川県横浜市]を設立。(現・連結子会社)
- 昭和50年6月 本社を神奈川県横浜市中区本町4-43に移転。
- 昭和53年8月 本社を現在地に移転。
- 昭和53年9月 米国にケイヒン アメリカ コーポレーションを設立。
- 昭和53年10月 ケイヒンコンテナ急送株式会社 [本店 東京都品川区]を設立。(現・連結子会社)
- 昭和54年11月 海上運送取扱業を開始。
- 昭和58年9月 ケイヒンコンテナ急送株式会社〔本店 兵庫県神戸市〕を設立。
- 昭和59年7月 商号をケイヒン株式会社に変更。
- 昭和60年9月 ケイヒン陸運株式会社 [本店 愛知県大府市]を設立。(現・連結子会社)
- 昭和63年4月 利用航空運送業を開始。
- 昭和63年6月 台湾にケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッドを設立。(現・持分法適用関連会社)
- 平成元年 2 月 シンガポールにケイヒン マルチトランス(シンガポール)プライベート リミテッドを設立。(現・連結子会社)
- 平成元年4月 ケイヒン航空株式会社 [本店 東京都港区]を設立。(現・連結子会社)
- 平成元年4月 ダックシステム株式会社〔本店 神奈川県横浜市〕を設立。(現・連結子会社)
- 平成2年12月 ケイヒン陸運株式会社[本店 兵庫県神戸市]を設立。(現・連結子会社)
- 平成4年3月 オランダにケイヒン マルチトランス ヨーロッパ ビーヴィを設立。(現・非連結子会社)
- 平成4年8月 香港にケイヒン マルチトランス(ホンコン)リミテッドを設立。(現・連結子会社)
- 平成 4 年10月 フィリピンにケイヒン エヴェレット フォワーディング カンパニー インクを設立。(現・連結子会社)
- 平成13年11月 エヴェレット スティームシップ コーポレーションの全株式を取得。(現・連結子 会社)

平成13年12月 オーケーコンテナエキスプレス株式会社〔本店 神奈川県横浜市〕を設立。(現・連

結子会社)

平成18年2月 上海にケイヒン マルチトランス(シャンハイ)カンパニー リミテッドを設立。(現

・非連結子会社)

平成20年2月 ケイヒンコンテナ急送株式会社[本店 兵庫県神戸市]を清算。

(注) 連結子会社は、現在の商号を記載しております。

3 【事業の内容】

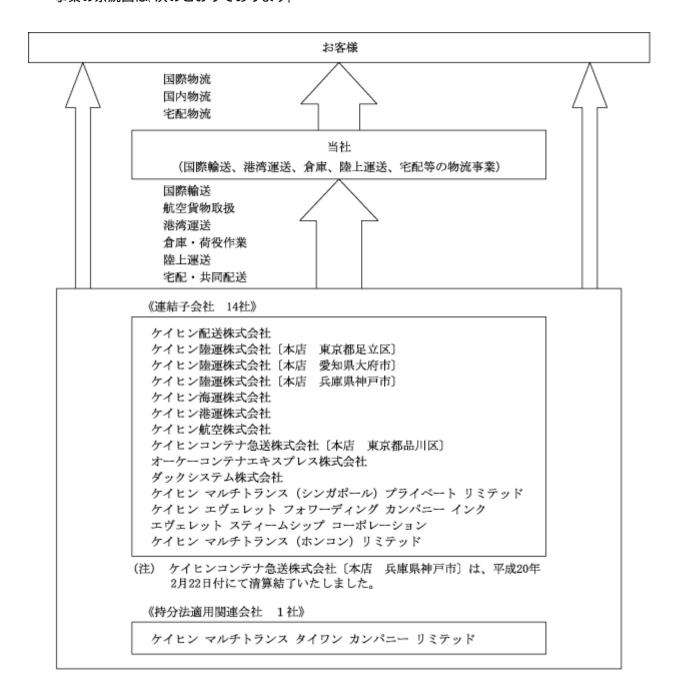
当社グループは、当社および連結子会社14社、関連会社1社により構成されており、当社を中心に各社が相互に連携して国際物流、国内物流、宅配物流等の物流事業およびこれらに付帯する業務を行っており、連結子会社および関連会社の多くは、当社の物流事業に関連する実作業・実運送を担当しております。

当社グループの物流事業に係る位置付けおよび事業部門との関連は、次のとおりであります。

区分	 主要な業務	関係会社				
(A)	工女/4米/77	(夫) (水 公立				
	輸出入貨物取扱業務	ケイヒン株式会社(当社)				
	国際複合一貫輸送業務	ケイヒン海運株式会社				
	航空貨物取扱業務	ケイヒン港運株式会社				
	通関業務	ケイヒン航空株式会社				
	船内荷役業務	┃ケイヒン マルチトランス(シンガポール)プライベート リミ┃				
 国際物流部門	沿岸荷役業務	テッド				
国际初流部门	船舶代理店業務	┃ケイヒン エヴェレット フォワーディング カンパニー イン ┃				
		ク				
		エヴェレット スティームシップ コーポレーション				
		ケイヒン マルチトランス(ホンコン)リミテッド				
		ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッド				
		(会社数 計 9社)				
	貨物保管業務	ケイヒン株式会社(当社)				
	入出庫取扱業務	ケイヒン陸運株式会社〔本店 東京都足立区〕				
	流通加工業務	ケイヒン陸運株式会社〔本店 愛知県大府市〕				
国内物流部門	拠点間輸送業務	ケイヒン陸運株式会社〔本店 兵庫県神戸市〕				
	海上コンテナ輸送業務	ケイヒンコンテナ急送株式会社〔本店 東京都品川区〕				
	物流代行業務	オーケーコンテナエキスプレス株式会社				
		(会社数 計 6社)				
	宅配業務	ケイヒン株式会社(当社)				
宅配物流部門	都市内共同配送業務	ケイヒン配送株式会社				
	商品センター作業業務	(会社数 計 2社)				
<u>↓</u> = ±0 ±0 HB	物流システムソフト開発業務	ダックシステム株式会社				
情報部門	情報処理業務	(会社数 計 1社)				

⁽注) ケイヒンコンテナ急送株式会社〔本店 兵庫県神戸市〕は、平成20年2月22日付にて清算結了いたしました。

事業の系統図は、次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
ケイヒン配送株式会社 (注) 2	神奈川県横浜	90	物流事業	100.0 (75.0)	当社グループの宅配貨物に係る運送等を行っております。 役員の兼任 2名
ケイヒン陸運株式会社	東京都足立区	30	物流事業	100.0 (75.0)	当社グループの取扱貨物に係る運送、荷役下請等を行っております。 役員の兼任 2名
ケイヒン陸運株式会社	愛知県大府市	50	物流事業	100.0 (75.0)	役員の兼任 2名
ケイヒン陸運株式会社 (注) 2	兵庫県神戸市	90	物流事業	100.0 (80.0)	当社グループの取扱貨物に係る運送、荷役下請等を行っております。 役員の兼任 3名
ケイヒン海運株式会社	神奈川県横浜	10	物流事業	100.0	当社グループの船舶代理店および通関等を行っております。 役員の兼任 1名
ケイヒン港運株式会社	兵庫県神戸市	52	物流事業	100.0 (75.0)	当社グループの取扱貨物に係る港湾運送等を行っております。 の兼任 4名
ケイヒン航空株式会社	東京都港区	50	物流事業	100.0 (75.0)	役員の兼任 2名
ケイヒンコンテナ急送 株式会社	東京都品川区	30	物流事業	100.0 (75.0)	当社グループの取扱貨物に係る海上コンテナ輸送等を行っております。また、当社より資金援助を受けております。 役員の兼任 2名
ケイヒンコンテナ急送 株式会社 (注) 4	兵庫県神戸市	10	物流事業	100.0 (100.0)	当社グループの取扱貨物に係る海上コンテナ輸送等を行っておりました。 役員の兼任 2名
オーケーコンテナエキスプレス株式会社	神奈川県横浜市	20	物流事業	100.0 (100.0)	当社グループの取扱貨物に係る海上コンテナ輸送等を行っております。 役員の兼任 1名
ダックシステム株式会社	神奈川県横浜	10	物流システム ソフト開発業 務	100.0 (80.0)	当社グループの物流情報システム開発等を行っております。また、当社より資金援助を受けております。 役員の兼任 2名
ケイヒン マルチトランス (シンガポール) ブライベートリミテッド	シンガポール	千シンガポール ドル 1,200	物流事業	100.0 (26.6)	役員の兼任 2名
ケイヒン エヴェレット フォワーディング カンパニー インク	フィリピン	千フィリピン ペソ 8,250	物流事業	100.0 (80.0)	役員の兼任 なし
エヴェレット スティームシップ コーポレーション	フィリピン	千フィリピン ペソ 27,454	物流事業	100.0	当社グループの船舶代理店等 を行っております。 役員の兼任 1名

ケイヒン マルチトラン ス (ホンコン)リミテッド	香港	千香港ドル 1,000	物流事業	100.0	当社グループの取扱貨物に係る国際輸送等を行っております。 役員の兼任 1名
---------------------------------	----	----------------	------	-------	--

- (注) 1 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有割合であります。
 - 2 特定子会社に該当しております。
 - 3 上記の会社で有価証券報告書および有価証券届出書を提出している会社はありません。
 - 4 ケイヒンコンテナ急送株式会社〔住所 兵庫県神戸市〕は、平成20年2月22日付にて清算結了いたしました。

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金又は出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
ケイヒン マルチトランス タイワン カンパニー リミテッド	台湾	千二ュー タイワン ドル 7,500	物流事業	50.0 (25.0)	当社グループの取扱貨物に係る国際輸送等を行っております。 役員の兼任 1名

- (注) 1 「議決権の所有割合」欄の(内書)は間接所有割合であります。
 - 2 上記の会社は有価証券報告書および有価証券届出書を提出しておりません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

平成20年 3 月31日現 左

	<u> </u>
事業部門の名称	従業員数(名)
国際輸送、港湾運送、倉庫、陸上運送、 宅配等の物流事業	955 (1,053)
管理部門	78 (2)
合計	1,033 (1,055)

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 - 2 「従業員数」欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成20年 3 月31日現

在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)	
276 (190)	41.0	17.7	6,286	

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 - 2 「従業員数」欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
 - 3 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

提出会社における労働組合は「ケイヒン労働組合」と称し、組合員148名をもって組織されております。

なお、労使関係は円満で現在(平成20年3月31日)懸案事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度のわが国経済は、年度前半は企業収益が改善し、輸出の増加や個人消費の底堅さにも支えられ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしましたが、円高ドル安、素材価格の高騰やサブプライム住宅ローン問題に伴う世界的な金融不安などの影響により、年度末にかけて景気の停滞色が強まり、先行きに不透明感が強まってまいりました。

物流業界におきましては、国際貨物は増加いたしましたが、国内貨物の荷動きに伸び悩みがみられ、物流合理化や競争激化に伴う料金値下げに加えて、原油価格高騰によるコスト圧迫が続くなど、業界を取り巻く収益環境は依然として厳しい状態が続いております。

当社グループは、このような環境のもと、物流合理化などによる影響がありましたものの、平成18年4月にスタートさせた中期経営計画「ケイヒングループ経営3ヵ年"STEP FORWARD"計画」の2年度を迎え、営業開発活動を強力に推進して業務受注の拡大を図る一方、業績改善が見込めない子会社の解散や不採算取引の見直しを行うなど、計画目標の達成に向けた取り組みを重点的に実施して、利益の拡大に努めるとともに、経営体制の整備や財務体質の改善を図り、業績の回復・向上に努めました。

その結果、当連結会計年度の売上高は452億5千5百万円(前期比9億6千5百万円の減収、2.1%減)、営業利益は21億4千2百万円(前期比3億9千6百万円の増益、22.7%増)、経常利益は16億3千4百万円(前期比3億5千3百万円の増益、27.6%増)となりましたが、会計処理方法の変更に伴う過年度分の役員退職慰労引当金などを特別損失に計上しました結果、当期純利益は2億9千9百万円(前期比3億4千万円の減益、53.2%減)となりました。

当社グループの物流事業に係る事業部門の業績は、次のとおりであります。

国際物流部門

国際物流部門におきまして、複合一貫輸送は、日本における輸出入貨物取扱いが堅調に推移する中で、香港の輸入貨物取扱いが増加し、取扱量は前期比2.4%の増加となりました。港湾作業も、船内・沿岸作業の貨物取扱いが順調に推移し、取扱量は前期比4.5%の増加となりました。また、輸出車輌の海上輸送やプロジェクト貨物も、貨物取扱いが好調に推移いたしました。

一方、海運貨物は、輸出貨物取扱いは増加しましたが、輸入貨物取扱いが減少し、取扱量は前期比5.8%の減少となりました。航空貨物も、輸出貨物取扱いが低調に推移し、取扱量は前期比9.8%の減少となりました。

以上の結果、国際物流部門の売上高は190億5千1百万円(前期比3億2千万円の増収、1.7%増)となりました。

国内物流部門

国内物流部門におきまして、倉庫保管は、葉たばこや食料品等の減少により、保管残高は前期比 2.7%の減少となりましたが、倉庫荷役は、紙製品や事務機器を中心に順調に推移し、入出庫取扱量 は前期比4.6%の増加となりました。

一方、一般貨物輸送は、食料品や住宅関連資材を中心に取扱いが低調に推移し、運送屯数は前期比6.2%の減少となりました。また、海上コンテナ輸送も、昨年10月の子会社解散に伴い、関西地区におけるコンテナ貨物取扱いが終了し、取扱本数は20フィート換算で前期比24.2%の減少となりました。

以上の結果、国内物流部門の売上高は183億4千万円(前期比7億5百万円の減収、3.7%減)となりました。

宅配物流部門

宅配物流部門におきまして、宅配は、通信販売商品の取扱いが伸び悩み、取扱件数は前期並となりました。また、商品センター作業は、通信販売商品の取扱いが順調に推移し、取扱個数は前期比7.0%の増加となりましたが、主要なお客様の物流再編や料金値下げの影響を受けました。

以上の結果、宅配物流部門の売上高は75億1千5百万円(前期比5億6千3百万円の減収、7.0%減)となりました。

情報部門

情報部門におきましては、物流を中心としたシステムソフト開発の業務受注が低調に推移いたしました結果、情報部門の売上高は3億4千7百万円(前期比1千9百万円の減収、5.2%減)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における連結キャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローが15億2千8百万円の増加、投資活動によるキャッシュ・フローが5億7千7百万円の減少、財務活動によるキャッシュ・フローが25億4千5百万円の減少となり、これに現金及び現金同等物に係る換算差額(1千3百万円の増加)を加え、全体では15億8千1百万円の減少となり、当連結会計年度の現金及び現金同等物の期末残高は15億4千9百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益13億7千3百万円、減価償却費16億3千1百万円等により、15億2千8百万円の増加となりました。

前期(25億8千万円の増加)との比較では、10億5千2百万円の減少となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、固定資産の取得による支出 14億8千5百万円等により、5億7千7百万円の減少となりました。

前期(15億9千8百万円の減少)との比較では、10億2千1百万円の増加となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、借入金の返済および配当金の支払い等により、25億4千5百万円の減少となりました。

前期(9億5千9百万円の減少)との比較では、15億8千6百万円の減少となりました。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 事業の部門別売上高

Ε.Λ.	光	売上高				
区分	業務の種類	金額(百万円)	比率(%)	前年同期比(%)		
	国際運送取扱業	15,822	35.0	102.9		
	航空運送業	1,248	2.7	85.7		
国際物流部門	港湾作業	1,981	4.4	104.3		
	計	19,051	42.1	101.7		
	陸上運送業	12,891	28.5	94.1		
	倉庫保管業	3,162	7.0	102.5		
国内物流部門	倉庫荷役業	1,804	4.0	101.0		
	その他	481	1.0	100.8		
	計	18,340	40.5	96.3		
宅配物流部門	陸上運送業	7,515	16.6	93.0		
情報部門	物流システム開発等	347	0.8	94.8		
合計		45,255	100.0	97.9		

⁽注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。 2 総売上高の100分の10以上を占める相手先はありません。

(2) 事業の部門別取扱高

区分	業務の種類	取扱	高等	前年同期比(%)
	国際運送取扱業	国際運送取扱高	2,760千トン	101.2
国際物流部門	航空運送業	航空運送取扱高	4千トン	90.2
	港湾作業	港湾作業取扱高	2,374千トン	104.5
	今 库伊 <u></u>	保管残高 (数量・月平均)	144千トン	97.3
	倉庫保管業 	貨物回転率 (数量・月間平均)	61.1%	107.6
 国内物流部門	◆ ★ # // #	入庫高	1,051千トン	104.6
ET 313MEDET 3	倉庫荷役業 	出庫高	1,058千トン	104.5
	陸上運送業	陸上運送高	1,711千トン	93.8
	海上コンテナ輸送業	取扱本数 (20フィート換算)	47千本	75.8
宅配物流部門	陸上運送業	陸上運送取扱件数	9,611千件	99.6

(注) 貨物回転率は貨物荷動きの状況を示すものであり、下記の算式によって算定しております。

貨物回転率(%) = (入庫高 + 出庫高) × 1/2 月末平均保管残高 × 12 ヶ月 × 100

3 【対処すべき課題】

今後のわが国経済は、輸出が増加基調で推移し、景気は緩やかに回復していくと期待されておりますが、米国経済の景気後退が懸念され、個人消費や為替相場の動向および素材価格の高騰など、景気の下振れリスクが高まっております。

物流業界におきましては、物流合理化や料金値下げの影響に加えて、円高による輸出環境の悪化や原油価格高騰によるコスト圧迫が続くなど、依然として厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような状況下ではございますが、当社グループは、平成18年4月にスタートさせた中期経営計画「ケイヒングループ経営3ヵ年"STEP FORWARD"計画」の最終年度を迎え、営業開発活動を強力に推進して業務受注の拡大を図り、計画目標の達成に向けた取り組みを重点的に実施して業績の向上に努めるとともに、経営の効率化・合理化を積極的に推進して収益構造のさらなる改善を図り、社業発展に努めてまいります。

なお、「環境問題への取り組み」と「会社の支配に関する基本方針」は下記のとおりであります。

(1) 環境問題への取り組み

当社グループは、環境保全への取り組みを中期経営3ヵ年計画における重要課題(環境にやさしい経営)の一つとして位置付け、環境に配慮した事業活動を推進し、地球環境の保全に取り組んでおります。

当社グループは、「グリーン経営認証制度」におけるトラック運送事業の認証を既に取得しておりますが、平成18年度に、省エネや廃棄物の適正処理等、環境に配慮した事業所として、当社グループの倉庫施設について、同認証制度における倉庫事業の認証を取得いたしました。

また、高効率変圧器および冷蔵倉庫における高効率防熱設備の導入をするなど積極的にCO2の削減に取り組み、平成17年度から平成19年度までの3年間に亘り、「NEDO(独立行政法人新エネルギー・産業技術開発機構)」の補助対象事業にもなりました。さらに平成20年度には、倉庫施設において太陽光発電設備の導入を予定しており、管理部門を含め、企業活動全般に亘る環境負荷低減施策に取り組んでおります。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社は、平成19年5月14日に開催された当社取締役会における決議を経て、同年6月28日開催の第60期定時株主総会(以下、「本総会」といいます。)において、定款の一部変更が承認され、当社の株主総会において買収防衛策の導入(その変更・修正を含む。)の決定を、また当社の株主総会または取締役会において買収防衛策の廃止を、それぞれ決定することができる旨の定款規定を新設し、次いで、当社株券等の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)の導入が承認され、買収防衛策を導入いたしました。

当社の買収防衛策は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に関する対応方針(以下、「本方針」といいます。)であります。(注3)

- 注1 特定株主グループとは、当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)およびその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)ならびに当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者およびその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。なお、金融商品取引法ならびにそれに関する政令、内閣府令および省令を実質的に承継する法令(名称変更を含みます。以下、「新金融商品取引法令」といいます。)が制定・施行された場合、本方針において引用する金融商品取引法等の条項は、当社取締役会が別途定めた場合を除き、これらに相当する新金融商品取引法令の条項に読み替えるものとします。
- 注2 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者およびその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮されるものとします。)または()特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の大規模買付者およびその特別関係者である場合の当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各株券等保有割合等の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)および発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- 注3 「(2) 会社の支配に関する基本方針」については、当社が平成19年5月14日付で開示した内容を基に、同年9月30日付をもって完全施行された「金融商品取引法」に伴い、法律名等について所要の修正を加えるなどして記載しております。

第1 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、当社は上場会社であり、当社株券等の売買は、市場のルールに基づくことを前提に、最終的に各株主の皆様および各投資者の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上に資するものではない当社株券等の大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針を決定する者として適切でないと考えます。具体的には、大規模買付者のみが他の当社株主の皆様の損害のうえで利益を得るための大規模買付行為、大規模買付者の買付価格が低すぎる、または大規模買付後の経営の提案が不適切である大規模買付行為、企業価値を損なう提案であるにもかかわらず当社株主の皆様が情報のないまま誤信して当該提案に応じてしまうような大規模買付行為、その他企業価値が損なわれ、当社株主の皆様に損害を与えるような大規模買付行為は不適切と判断すべきと考えております(以下、この方針を「基本方針」といいます。)。

第2 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

(1) 中期経営計画の推進による企業価値の向上の取組み

当社は、平成18年4月に、事業成長力の回復・強化を推進し、利益の拡大を図るとともに、経営体制の整備および財務体質の改善を図ることを重点目標とした中期経営計画「ケイヒングループ経営3ヵ年"STEP FORWARD"計画」を策定し、同年6月に同計画を公表しております。

当社は、物流事業環境の変化を見極めながら、これまで培ってきた経営資源を活用して、同計画に掲げた目標および方針に基づき、当社の企業価値の向上に努め、同計画の最終年度(平成21年3月期)の連結経営成績において、売上高460億円、営業利益21億円、経常利益16億円の達成を目指しております。

(2) コーポレートガバナンス(企業統治)の強化による企業価値の向上の取組み

当社は、平成18年5月2日、内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行うとともに、「ケイヒングループ行動規範」および「ケイヒングループ行動指針」に基づき法令・定款の遵守を徹底するなど、内部統制の強化を実効性あらしめるべく社内規定等の整備に努めております。

(3) 株主還元の方針

当社は、当社株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけております。昭和63年度から1株当たり5円60銭の普通配当を継続するなど、安定した配当の維持を重視するとともに、業績に対応した配当を行うことを基本方針としております。

第3 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されること を防止するための取組み

1.本方針導入の目的

当社取締役会は、当社は上場会社であり、当社株券等の売買は、市場のルールに基づくことを前提に、最終的に各株主の皆様および各投資者の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかし、当社の事業は、国際複合一貫輸送、港湾運送、海上貨物取扱、通関等の国際物流部門、 倉庫保管・荷役・流通加工、陸上輸送等の国内物流部門、商品センター作業、配送等の宅配物流 部門ならびに海外子会社による海外事業部門および情報部門等から構成されており、当社の経 営には、昭和22年(1947年)の会社設立以来蓄積された幅広く豊かな専門知識・経験・ノウハ ウならびに国内外の顧客および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への理 解なくしては、企業価値の正確な把握、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値の把 握、大規模買付者の提案がもたらす企業価値への影響等の把握等が容易でない場合がありま す。

特に、大規模買付者のみが他の当社株主の皆様の損害のうえで利益を得るための大規模買付行為、大規模買付者の買付価格が低すぎる、または大規模買付後の経営の提案が不適切である大規模買付行為、企業価値を損なう提案であるにもかかわらず当社株主の皆様が情報のないまま誤信して当該提案に応じてしまうような大規模買付行為その他企業価値が損なわれ、当社株主の皆様に損害を与えるような大規模買付行為に対しては、当該大規模買付行為に関する一定の情報収集を大規模買付者に対し行ったうえで、上記のようなノウハウと経験を前提とした判断・意見を当社株主の皆様に提供し、また、当該大規模買付行為が企業価値を毀損するおそれがあり、当社株主の皆様に損害を与える場合等、一定の場合には企業価値を守る措置をとることが当社の取締役としての責務であると考えております。

以上のような見解に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為が、上記の見解を具体化した一定の合理的なルールに従って行われることが、当社および当社株主の皆様共同の利益に合致すると考え、以下のような内容の事前の情報提供に関する一定のルール(以下、「大規模買付

ルール」といいます。)を設定することとしました。

なお、平成20年3月31日現在における当社の大株主(上位10名)の状況は、「第4提出会社の状況 1株式等の状況 (6)大株主の状況」に記載のとおりです。また、現時点において、特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や買収提案を受けている事実はありません。

2. 大規模買付ルールの内容

(1) 概要

当社取締役会が設定する大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報を提供していただき、a.当社取締役会が大規模買付者による買収提案について検討を加え、代替案の提示等を行うための必要かつ十分な情報が提供されているか、b.当該買収提案に応じることを当社株主の皆様に強要するような性質を有していないか、c.当該買収提案に係る、対価の額、時期、方法、違法性の有無、買収の実現可能性等の買収条件が当社の企業価値に対し不十分、不適切なものではないか、d.当該買収の結果、当社株主の皆様はもとより、取引先、顧客、従業員その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値が著しく毀損されることはないか、などの点を評価検討して、当社取締役会の意見を開示した後、または 当社取締役会が一定の評価期間に意見を開示しない場合には同期間が経過した後に、大規模買付行為を開始していただくというものです。

(2) 意向表明書の提出

先ず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価検討のために必要な情報を提供していただきますが、同情報の具体的内容は大規模買付行為の内容によって異なることがあります。そのため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、当社代表取締役宛に、以下の事項を記載しかつ大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨記載した意向表明書(使用言語は日本語とし、外国語表記の場合にはその日本語訳文の添付が必要です。)をご提出いただくこととします。

大規模買付者の名称および住所(本店所在地)(外国事業体のときは国内連絡先を併記)

大規模買付者の設立準拠法

大規模買付者の代表者の氏名(外国事業体のときは国内代表者の氏名を併記)

提案する大規模買付行為の概要

大規模買付ルールに従う旨の誓約

(3) 情報提供

次に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様のご判断および当社取締役会としての意見形成のために十分な情報(書面で、かつその使用言語は日本語とし、外国語表記の場合にはその日本語訳文の添付が必要です。以下、「本情報」といいます。)を提供していただきます。その項目は以下のとおりです。

大規模買付者およびそのグループ会社等の概要 (大規模買付者の事業内容、当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)

大規模買付行為の目的および内容

当社株券等の取得対価の算定根拠および取得資金の裏付け

当社の経営に参画した後に想定している経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当 政策および資産活用策等 大規模買付者およびそのグループ会社等に対し、当該大規模買付行為により最終的に 経済的な利得を得ることを目的として、取得資金を提供している者(実質的提供者を 含みます。)

なお、当社は、公開買付けによる当社株券等の大規模買付者に対しては、本情報の提供を求めるほか、金融商品取引法第27条の10の規定に基づいて、「意見表明報告書」を通じて当該公開買付けに関する質問を行うことがあります。

(4) 本情報リストの交付

当社は、(2)の意向表明書受領後10営業日以内(意向表明書の到達日を除きます。)に、大規模買付者から提供していただくべき本情報のリストを当該大規模買付者に交付します。なお、実際に当該大規模買付者から提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは本情報として不十分と認められる場合には、当社取締役会は、当該大規模買付者に対して本情報が揃うまで追加的に情報提供を求め、口頭または書面にて説明(使用言語は日本語とし、日本語の通訳またはその日本語訳文の添付が必要です。)を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付者から当社に提供された情報が、本情報の提供として十分であると当社取締役会が判断した場合には、本情報の提供完了の旨を公表することとします (以下、当該公表時点のことを「本情報提供完了時」といいます。)。

(5) 情報の検討および意見表明等

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として、本情報提供完了時(初日不算入)から以下の期間をいただくこととします。なお、特別委員会が取締役会評価期間内に(6)の助言、意見または勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、特別委員会に意見を求めたうえで、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大30日間(初日不算入)延長することができるものとします。ただし、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決定した場合には、速やかに具体的な延長期間および当該延長の理由を開示するものとします。

60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株券等の買付の場合)

90日間 (その他の大規模買付行為の場合)

当社取締役会は、(6)の特別委員会の助言、意見または勧告を最大限尊重しながら、提供された本情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で当該大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として、当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。大規模買付行為は、当社取締役会の意見公表後、または取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

(6) 特別委員会の設置

当社取締役会は、本情報提供完了時において、大規模買付ルール順守の肯否、大規模買付行為が当社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益を著しく損なうか否かの各判断が、当社取締役会の恣意的な判断に依存するものでないことを担保するため、当社社外監査役2名、当社取締役とは利害を異にする弁護士1名および公認会計士1名の委員からなる特別委員会(以下、「特別委員会」といいます。)を設置することとします。特別委員会の委員のう

ち社外監査役以外の委員については具体的選任があり次第、公表いたします。

特別委員会は、当社取締役会から独立して各判断を行い、当社取締役会に対し、助言、意見または勧告を行い、また、助言、意見または勧告の資料として必要な場合には、当社の費用で、ファイナンシャル・アドバイザー、企業価値評価の専門家等のアドバイスまたは意見を求めることができるものとします。

3 . 大規模買付行為が為された場合の対応方針

(1) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが順守されなかった場合または取得手続に関わる行為に法令違反がある場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社は、当社取締役会の判断に基づき、当社および当社株主の皆様共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等ならびに会社法その他の法令および当社定款が認めるものを行使し、当該大規模買付行為の開始に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択いたします。ただし、具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合の概要は別紙 に記載のとおりですが、実際に新株予約権を発行する場合には、一定割合以上の当社株券等を保有する特定株主グループに属さないことを行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間および行使条件等を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合、当社取締役会が、仮に当該大規模買付 行為に反対であったとしても、当該買付提案に対する反対意見の表明、代替案の提示、当社株 主の皆様への説得等を行う可能性はあるものの、原則として当該大規模買付行為に対する対 抗措置はとりません。

大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

もっとも、大規模買付ルールが順守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当 社の企業価値または当社株主の皆様共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断した 場合、たとえば、

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価等をつり上げて高値で当社株券等を当社または当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合、

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を買収提案者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的があると判断される場合、

当社の経営を支配した後に、当社の資産を買収提案者やそのグループ会社等の債務の 担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合、

当社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など 高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかある いは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜け を目的としていると判断される場合、 いわゆる反社会的組織、またはその組織が支配・関与する個人・会社・団体による大規模買付行為と判断される場合。

大規模買付者の提案する当社株券等の買付条件(買付対価の金額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無および実現可能性等を含むがこれに限られません。)が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものであると判断される場合、

強圧的二段階買収(最初の買付けで全株券等の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、株券等の買付けを行うことをいいます。)等、株主の皆様に対し当社株券等の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合、

大規模買付者による支配権の取得および支配権の取得後における当社の顧客、従業員 その他のステークホルダーの処遇方針等により、明らかに、当社株主の皆様、顧客、従 業員その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値を著しく毀損するおそ れもしくは当社の企業価値の維持向上を妨げるおそれがあると判断される場合

などには、当社取締役会は、(1)に記載の具体的な対抗措置の発動の是非について、特別委員会に諮問し、同委員会による発動の是非に関する助言、意見または勧告を最大限尊重したうえで、当該大規模買付者および大規模買付行為の具体的内容(目的、方法、対象、取得対価の種類・金額等)や当該大規模買付行為が当社企業価値および当社株主の皆様共同の利益に与える影響を検討し、社外監査役2名を含む当社監査役の全員の賛同を得たうえで、当社の企業価値および当社株主の皆様共同の利益を守るために、当該対抗措置を発動することがあります。

(3) 対抗措置発動の停止等について

(1)または(2)において、大規模買付行為に対して、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が、当該大規模買付行為を撤回し、または当社との間で撤回実行の書面による確約をしたときは、対抗措置の発動により生ずる当社株主の皆様の権利の確定前(新株予約権については、新株予約権の当社株主の皆様への割当後、当該新株予約権行使期間開始前を含みます。)であり、かつ当社株主の皆様共同の利益を損なわない場合に限り、当社取締役会は、当該対抗措置の発動の停止または変更等に向けて努力するものとします。

4.株主・投資者に与える影響等

(1) 大規模買付ルールが株主・投資者に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かをご判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、更には、当社株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。

これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なご判断をすることが可能となり、そのことが当社株主の皆様共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、当社株主の皆様および投資者の皆様が適切な投資判断を為すうえでの前提となるものであり、当社株主の皆様および投資者の皆様共同の利益に資するものであると考えております。

なお、上記3.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを順守するか否かにより当該大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、当社株主の皆様お

よび投資者の皆様におかれましては、当該大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主・投資者に与える影響等

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主の皆様共同の利益を守ることを目的として、会社法その他の法令および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上当社株主の皆様(大規模買付ルールを順守しなかった大規模買付者、ならびに上記3.(2)の ないしのいずれかに該当する大規模買付者を除きます。)が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

なお、対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の発行についての当社株主の皆様に関わる手続きについては、以下のとおりとなります。

すなわち、新株予約権の発行または行使につきましては、新株予約権または新株(当社普通株式)を取得するために所定の期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要(ただし、別紙の概要に定める場合には新株予約権自体の取得について払込みの必要はありません。)があります。(ただし、当社取締役会が当社普通株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することを決定した場合には、その対象となる新株予約権を保有する当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社によるその新株予約権の取得の対価として、当社普通株式を受領することとなります。)かかる手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行することになった際に、法令に基づき別途お知らせします。ただし、名義書換未了の当社株主の皆様に関しましては、新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

なお、上記3.に掲げる対抗措置のうち、新株予約権の発行がなされた場合には、行使条件によって、大規模買付者はその持株比率が低下し、自己の持株の価値が減少する(いわゆる「希釈化」)という不利益を受けることがあり、また、新株予約権を取得した他の当社株主の皆様においてもその権利を行使しなかった場合は、他の当社株主の皆様が極めて安価に当社株式の発行を受けることにより、結果的に希釈化の不利益を受けることがあります。(ただし、当社取締役会が当社普通株式1株と引換えに新株予約権1個を取得することを決定した場合には、大規模買付者を除く当社株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社普通株式を受領するため、希釈化の不利益を受けることはありません。)

(3) 対抗措置発動の停止等による影響

上記3.(3)による対抗措置発動の停止等がなされた場合には、新株予約権の当社株主の皆様への割当後、当該新株予約権行使期間開始前に、当社が当該新株予約権を取得して消却する場合には、(2)に述べる希釈化を前提にして売買を行った投資者の皆様は、株価変動による不利益や悪い影響を受ける可能性があります。

5. 本方針の有効期限

本方針は、本総会における当社定款の一部変更決議ならびに本方針の承認決議を得た時点で 発効いたしました。また、本方針の有効期限は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のう ち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとします。ただし、有効期間内であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議に基づいて、本方針は廃止されることがあります。

第4 本方針が基本方針に沿い、当社株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことの取締役会の判断およびその理由

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を完全に充足しています。

(2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本方針は、当社株券等に対する大規模買付行為が行われた際に、当該買付提案に応じるべきか否かを当社株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報および時間を確保し、当社株主の皆様のために当該大規模買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては当社株主の皆様共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本方針は、本総会における当社定款の一部変更決議ならびに本方針の承認決議の下に導入され、その有効期限は、本総会終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までとなっています。また、有効期限の満了前であっても、当社取締役会または当社株主総会の決議があった場合には、本方針はその時点で廃止されることになります。

(4) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本方針に基づく具体的な対抗措置の発動等の判断が客観的に行われることを確保する機関として、特別委員会を設置することといたします。特別委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視することとされており、当社の企業価値ひいては当社株主の皆様共同の利益に資する範囲で本方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) 合理的な客観的発動要件の設定

本方針は、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(6) 第三者専門家の意見の取得

本方針は、大規模買付者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者 (ファイナンシャル・アドバイザー、企業価値評価の専門家等を含みます。)のアドバイス または意見を受けることができるものとしております。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(7) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本方針は、当社取締役会の決議または当社株主総会の普通決議により廃止することができるものとして設計されており、当社株券等の大規模買付者が、当社取締役会で取締役を指名

し、かかる取締役で構成される当社取締役会により、本方針を廃止することが可能となっておりますので、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社の取締役の任期は1年とされているため、本方針はスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

(別紙)

株主割当により新株予約権を発行する場合の概要

1.新株予約権付与の対象となる株主およびその発行条件

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社株主に対し、その所有株式(ただし、当社の有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

2.新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

3.発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が別途定める数とする。当社取締役会は、複数回にわたり 新株予約権の割当を行うことがある。

4. 各新株予約権の発行価額

無償とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

6.新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

7.新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、行使条件(大規模買付者を含む特定株主グループについて当該新株予約権を行使できないものとする等の条件を含む。)、その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

8. 当社による新株予約権の取得

会社法の規定に基づき、当社取締役会の決定によって、新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付して、新株予約権を行使することができる者の有する新株予約権を取得することができる旨を内容とすることができる。(なお、この場合、その対象となる新株予約権を保有する当社株主には、別途、ご自身が大規模買付者を含む特定株主グループに属しないこと等を誓約する、当社所定の書式による書面をご提出いただくことがある。)

以上

4 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ (当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 事業環境の変動リスク

当社グループは、国際物流、国内物流、宅配物流等の物流事業を行っており、荷動きは、国内外の景気動向や在庫調整の影響を受け、また、売上高は、価格競争等の物流市場動向や顧客企業の物流合理化の影響を受けるなど、事業環境の変動の影響を受けます。

(2) 自然災害によるリスク

当社グループは、東京、横浜、名古屋、大阪および神戸に倉庫を中心とする物流施設を有しており、これら施設は地震、台風等の自然災害の発生を想定し、耐性を十分考慮して建設しておりますが、万一、想定を超えるような自然災害が発生し、これら施設に損害が生じた場合には、業績に相当の影響が生じる可能性があります。

(3) カントリーリスク

当社グループは現在、シンガポール、フィリピン、香港および台湾等において現地法人が国際貨物取扱等の物流事業を行っておりますが、これら各国のカントリーリスク要因 (予期しない法令の変更、政治的な混乱等)により、当社グループの業績に影響を受ける可能性があります。

(4) 情報ネットワーク等に関するリスク

当社グループの情報ネットワークに、インターネットを通じて外部から侵入された場合には、情報ネットワークシステムに障害が生じる可能性がありますので、ファイアウォールを設置する等の厳重な管理を実施するとともに、IT賠償責任保険を付保しております。

また、当社グループは、物流業務において個人情報を含む顧客等の情報を取扱っております。これら情報の外部漏洩やデータ喪失等の問題が発生した場合には、当社グループの社会的信用の低下を招き、損害賠償請求を受ける可能性があります。

(5) 為替レートの変動リスク

当社グループの海外進出国・地域における取引ならびに国際物流事業における海外法人等との取引において、収益・費用・資産を含む現地通貨やUSドル建ての項目は、連結財務諸表の作成のために円換算されております。換算時の為替レートにより、これらの項目は現地通貨における価値が変わらないとしても、円換算後の価値に影響を受ける可能性があります。

(6) 金利の変動リスク

当社グループの必要な設備資金等は、固定金利による長期の安定的な資金調達を基本としておりますが、一部の変動金利による調達資金については金利変動の影響を受けることとなります。また、今後の金利変動により、将来の資金調達コストに影響を受ける可能性があります。

(7) 保有資産の時価の変動リスク

今後、事業用資産(土地・建物等)の時価が大幅に下落し、かつ当該資産から充分なキャッシュ・フローが見込めない場合には、減損処理をする可能性があります。

また、投資有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落した場合にも、減損処理が発生する可能性がありますので、当社グループの業績および財政状況に影響を受けることがあります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態及び経営成績の分析】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態及び経営成績の分析については、以下のとおりであります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループが判断した ものであります。

(1) 財政状態

当連結会計年度末の総資産は、466億7千5百万円と前期と比較して48億7千8百万円減少いたしました。流動資産は、22億7千2百万円減少の84億7千2百万円、固定資産は、26億3千8百万円減少の381億7千万円となりました。

流動資産の減少の主な要因は、現金及び預金の減少に加え、受取手形及び営業未収金、繰延税金資産が減少したことによります。

固定資産のうち、有形固定資産は、313億7千2百万円と前期と比較して4億4千7百万円減少いたしました。この内訳は、既存設備の改修に係る設備投資などによる増加と減価償却費の計上によるものであります。無形固定資産は、14億7千5百万円と前期と比較して3億5千4百万円減少いたしました。その主な要因は、神戸地区における借地権の返還によるものであります。

投資その他の資産は、53億2千1百万円と前期と比較して18億3千8百万円減少いたしました。 投資有価証券は、18億1千5百万円減少いたしましたが、これは市場価格のある株式の時価評価差額の減少によるものであります。

当連結会計年度末の負債合計は、338億2千5百万円と前期と比較して36億8千2百万円減少いたしました。減少の主な要因は、作業費の減少に伴う営業未払金が減少したことと有利子負債の減少によるものであります。なお有利子負債は240億5千8百万円となり、前期と比較して21億4千5百万円減少いたしました。

当連結会計年度末の純資産合計は、128億4千9百万円と前期と比較して11億9千6百万円減少いたしました。

利益剰余金は、当期純利益が剰余金の配当額を下回ったことにより、前期と比較して6千6百万円減少いたしました。また、その他有価証券評価差額金は、2億8千4百万円と前期と比較して11億8千万円減少いたしました。これは、保有する上場株式の株価下落に伴う評価差額の減少によるものであります。

この結果、自己資本比率は、前期末の27.2%から27.5%に増加しましたが、1株当たり純資産額は前期末の215円03銭から196円72銭に減少いたしました。

(2) 流動性および資金の源泉

キャッシュ・フロー

当連結会計年度の営業活動によるキャッシュ・フローでは、税金等調整前当期純利益13億7千3百万円、減価償却費16億3千1百万円、売上債権の減少7億5千8百万円がありましたが、退職給付引当金の減少2億6千9百万円、仕入債務の減少7億4千7百万円等により、前期と比較して10億5千2百万円減少の15億2千8百万円の収入となりました。

当連結会計年度の投資活動によるキャッシュ・フローでは、既存施設の改修、維持更新等固定 資産の取得による支出で14億8千5百万円がありましたが、投資有価証券の売却による収入なら びに神戸地区借地権等の投融資回収による収入により、前期と比較して10億2千1百万円減少の 5億7千7百万円を支出いたしました。

当連結会計年度の財務活動によるキャッシュ・フローでは、財務体質の改善を目的とした有利 子負債の純減による支出が21億8千万円となりましたことから、前期と比較して15億8千6百万円増加の25億4千5百万円を支出いたしました。

これらの結果、現金及び現金同等物に係る換算差額を加えた当連結会計年度の現金及び現金同等物の期末残高は、前期と比較して15億8千1百万円減少の15億4千9百万円となりました。

資金政策

当社グループにおける主な資金需要は、各種物流サービス提供のための営業費用等に係る運転資金と、売上高の根幹をなす物流施設の維持・更新等の設備資金であります。

これらの需要に対しまして、自己資金のほか、運転資金については短期借入金による資金調達 を、設備資金については長期借入金による資金調達を基本として対応しております。

また、新規大型物流施設投資につきましては、資金回収に相応の期間が必要でありますので、社債発行および日本政策投資銀行よりの制度融資を併せて利用しております。

平成20年3月31日現在の有利子負債の概要は下記のとおりであります。

区分	年度別返済予定額							
	合計	1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超		
短期借入金 (百万円)	2,750	2,750						
長期借入金 (百万円)	16,308	4,704	4,907	3,258	2,108	1,329		
社債 (百万円)	5,000	2,000	1,000			2,000		

当社グループは、お客様の要望される物流サービスの提供を通じて引き続き営業キャッシュ・フローを高めるとともに、有利子負債削減による財務体質の改善を図ることにより、当社グループの社業発展に必要な資金確保は可能と考えております。

(3) 経営成績

当連結会計年度の経済環境ならびに当社グループの経営成績や事業部門の業績は、「1 業績等の概要」に記載のとおりであります。

当連結会計年度の売上高は、貨物取扱いの減少により、452億5千5百万円(前期比9億6千5百万円の減収、2.1%減)となりました。

売上原価は、貨物取扱いの減少に伴い作業費等が減少し、413億1千9百万円(前期比14億4千7百万円の減少、3.4%減)となりました。

営業利益は、売上原価の減少が売上高の減少を上回ったことが影響し、21億4千2百万円(前期 比3億9千6百万円の増益、22.7%増)となりました。

経常利益は、営業利益の増益が影響し、営業外差損が前期比4千3百万円増加したものの、16億3千4百万円(前期比3億5千3百万円の増益、27.6%増)となりました。売上高経常利益率は3.6%となり、前期と比較して0.8%増加しております。

特別利益として、投資有価証券売却益など5億5千3百万円を計上し、特別損失として、過年度役員退職慰労引当金繰入額など8億1千4百万円を計上いたしました。

当期純利益は、過年度法人税等の税負担が増加したことにより、2億9千9百万円(前期比3億4千万円の減益、53.2%減)となり、1株当たり当期純利益は、4円58銭(前期比5円21銭の減少、53.2%減)となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループでは、物流事業を中心に13億2千4百万円の設備投資を実施し、その主なものは横浜地区および神戸地区における物流施設の改修工事であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成20年 3 月31日現 左

							<u>仕</u>	
地区別 (所在地)	古光の任料	設備の	帳簿価額(百万円)					
	事業の種類	内容	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	員数 (名)
本社 (東京都港区)	物流事業	事務所	1,367	0	56 (2,860)	469	1,893	26 (2)
東京地区 (東京都港区ほか所 在)	物流事業	物流施設等	4,134	33	649 (18,979) [21,701]	1,000	5,817	112 (127)
横浜地区 (神奈川県横浜市鶴 見区ほか所在)	物流事業	物流施設等	9,358	96	6,255 (74,711) [10,934]	97	15,808	94 (45)
名古屋地区 (愛知県名古屋市中 川区ほか所在)	物流事業	物流施設等	185	0	() [15,378]	20	206	16 (7)
大阪地区 (大阪府大阪市北区 ほか所在)	物流事業	物流施設等	243	0	() [16,533]	6	250	13
神戸地区 (兵庫県神戸市中央 区ほか所在)	物流事業	物流施設等	3,496	169	1,491 (21,044) [17,063]	30	5,187	15 (9)

- (注) 1 「従業員数」欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
 - 2 「その他」の内訳は、器具備品203百万円、無形固定資産(借地権等)1,420百万円であります。
 - 3 現在休止中の設備はありません。
 - 4 土地面積の内訳で、()は所有面積、[]は連結子会社以外からの賃借面積であります。

(2) 国内子会社

平成20年3月31日現

	声光氏力		設備の	帳簿価額(百万円)					従業 員数
会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類	内容	建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	員数 (名)
ケイヒン配送	横浜商品センター (神奈川県横浜市神奈川区)	物流事業	商品センター	306	2		79	387	130 (447)
株式会社	門 真 流 通 セン ター (大阪府門真市)	物流事業	物流 施設等	318		2,200 (8,189)	5	2,523	()

- (注) 1 横浜商品センターは、親会社から賃借しているものであります。
 - 2 「従業員数」欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
 - 3 「その他」の内訳は、器具備品84百万円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における実施中または計画中の主な設備の取得、改修等の概要を示すと次のとおりであります。

A14	が供の中容	投資予定金額		姿 会细语主计	着手及び完了 予定年月			
会社名	設備の内容	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達方法 	着手	完了	目的	
提出会社	既存設備の改修等	1,282	1	自己資金およ び 借入金	平成20年 4月	平成21年 3月	設備の増強	

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)		
普通株式	248,000,000		
合計	248,000,000		

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成20年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年 6 月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	65,364,457	65,364,457	東京証券取引所 (市場第一部)	
合計	65,364,457	65,364,457		

- (2) 【新株予約権等の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【ライツプランの内容】該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年8月8日 (注) 1		67,539		5,376	1,122	3,689
平成19年 8 月14日 (注) 2	2,175	65,364		5,376		3,689

- (注) 1 平成19年6月28日開催の定時株主総会における資本準備金減少決議に基づく、その他資本剰余金への振替であります。
 - 2 平成19年8月10日開催の取締役会決議に基づく、自己株式の消却であります。

(5) 【所有者別状況】

平成20年 3 月31日現 在

	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							w-+#	
区分政	政府及び 地方公共	金融機関	金融商品	その他の	外国法人等		個人	± 1	単元未満 株式の状況 (株)
	地方公共 団体	立門(後)	取引業者	法人	個人以外	個人	その他	計	(1/1/)
株主数 (人)		40	39	102	33		3,992	4,206	
所有株式 数 (単元)		29,467	685	15,019	1,357		18,683	65,211	153,457
所有株式 数 の割合 (%)		45.19	1.05	23.03	2.08		28.65	100.00	

- (注) 1 自己株式46,609株は、「個人その他」に46単元、「単元未満株式の状況」に609株含まれております。
 - 2 上記「その他の法人」には、証券保管振替機構名義の株式が1単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

平成20年3月31日現

		在	
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
京友商事株式会社	神奈川県横浜市中区山下町107 7	5,044	7.72
朝日生命保険相互会社	東京都中央区晴海1丁目8 12 (常代)資産管理サービス信託銀行㈱	4,970	7.60
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2 1	4,827	7.39
協同飼料株式会社	神奈川県横浜市西区高島2丁目5 12	4,652	7.12
日本トラスティ・サービス信 託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8 11	4,032	6.17
株式会社横浜銀行	東京都中央区晴海1丁目8 12 (常代)資産管理サービス信託銀行㈱	3,255	4.98
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区有楽町1丁目1 2	2,759	4.22
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都港区浜松町2丁目11 3 (常代)日本マスタートラスト信託銀行 (株)	1,964	3.00
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26 1	1,443	2.21
共栄火災海上保険株式会社	東京都港区新橋 1 丁目18 6	1,223	1.87
合計		34,169	52.28

- (注) 1 朝日生命保険相互会社の「住所」欄に記載の住所は常任代理人の住所であり、同社の住所は東京都千代 田区大手町2丁目6 1であります。
 - 2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数4,032千株は、株主名簿においては同社(信託口4)3,520千株および同社(信託口)512千株に区分して記載されております。
 - 3 預金保険機構およびその共同保有者である株式会社りそな銀行、りそな信託銀行株式会社から平成19年 1月18日付で提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成19年 1月15日現在で以下の株式を 所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在の実質所有株式数の確認が できませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。また、預金保険機構から平成17年 3月 25日付にて、預金保険機構が上記大量保有報告書の変更報告書で所有しているとされる株式を、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託した旨の通知を受けております。

なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12 1	3,376	5.00
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2丁目2 1	298	0.44
りそな信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町1丁目1 2	306	0.45

- 4 株式会社横浜銀行の「住所」欄に記載の住所は常任代理人の住所であり、同行の住所は神奈川県横浜市 西区みなとみらい3丁目1 1であります。
- 5 三菱UFJ信託銀行株式会社の「住所」欄に記載の住所は常任代理人の住所であり、同行の住所は東京 都千代田区丸の内1丁目4 5であります。

(7) 【議決権の状況】 【発行済株式】

平成20年 3 月31日現 在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 46,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 65,165,000	65,165	
単元未満株式	普通株式 153,457		
発行済株式総数	65,364,457		
総株主の議決権		65,165	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式1,000株(議決権1個) が含まれております。
 - 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己保有株式609株が含まれております。

【自己株式等】

平成20年 3 月31日現

<u>在</u>

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) ケイヒン株式会 社	東京都港区海岸3丁目420	46,000		46,000	0.07
合計		46,000		46,000	0.07

(8) 【ストックオプション制度の内容】該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号による普通株式の取得

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)	
当事業年度における取得自己株式	4,497	943	
当期間における取得自己株式	732	116	

- (注) 当期間における取得自己株式には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業	《 年度	当期間		
运 力	株式数(株) 処分価額の総額 (千円)		株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式					
消却の処分を行った取得自己	2,175,000	1,122,300			
株式	2,173,000	1,122,300			
合併、株式交換、会社分割に係る る 移転を行った取得自己株式					
その他(単元未満株式の買増	1,141	173	345	78	
U)	1,141	170	040	70	
保有自己株式数	46,609		46,996		

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成20年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りおよび買増しによる株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として位置づけております。

昭和63年度から1株当たり5円60銭の普通配当を継続するなど、安定した配当の維持を重視するとともに、業績に対応した配当を行うことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決議機関は、取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1 株当たり 5 円 60銭の配当を実施いたしました。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額 (円)
平成20年 5 月15日 取締役会決議	365	5.6

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第57期	第58期	第59期	第60期	第61期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	260	436	540	535	332
最低(円)	136	172	325	224	140

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部の相場であります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
最高(円)	228	211	194	180	175	168
最低(円)	197	179	179	140	153	150

⁽注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部の相場であります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		大津育敬	昭和24年7月4日 生	昭和53年9月 昭和59年4月 昭和60年6月 昭和61年4月 平成元年4月 平成元年6月 平成元年6月	ケイヒン アメリカ コーポレーション代表取締役社長 当社社長室長 取締役社長室長 兼 UPD情報部長 常務取締役管理部門担当社長室長 エヴェレット スティームシップ コーポレーション代表取締役会長 兼 社長(現在) 専務取締役社長補佐 兼 社長室長 代表取締役社長(現在)	(注) 2	537
専務取締役	管理部門 担当 兼 内部統制 室長	山川卓	昭和21年 1 月20日 生	昭和45年12月 昭和60年6月 平成元年6月 平成3年6月 平成9年6月 平成20年4月	取締役財務部長	(注) 2	33
常務取締役	事業部門担当	藤井義信	昭和20年 3 月23日 生	昭和42年4月 平成4年6月 平成7年7月 平成8年7月 平成9年6月 平成15年6月 平成17年5月	日本専売公社本社入社 東京たばこサービス株式会社代表 取締役専務 日本たばこ産業株式会社物流部長 当社顧問 取締役営業企画部長 常務取締役営業統轄部長 常務取締役営業部門担当 兼 営業 統轄部長 常務取締役事業部門担当(現在)	(注) 2	5
常務取締役	宅配営業 部門担当	川口英哉	昭和22年1月2日 生	昭和44年4月 平成4年4月 平成14年6月 平成18年4月 平成18年6月 平成19年6月 平成20年6月	当社入社 東京支店営業第二部長 取締役宅配営業統轄部長 ケイヒン配送株式会社代表取締役 社長(現在) 取締役宅配営業部長 常務取締役宅配営業部長 常務取締役宅配営業部門担当 (現在)	(注) 2	13
取締役	横浜営業 一部長	長野喜和	昭和21年11月19日 生	昭和45年4月 平成7年7月 平成9年6月 平成12年4月 平成18年6月	国際事業本部複合輸送営業部長 取締役国際営業統轄部長 取締役東京営業部長	(注) 2	20
取締役	人財開発 部長	西根篤雄	昭和17年12月28日 生	昭和40年4月 昭和63年4月 平成10年4月 平成12年4月 平成12年6月	東京支店総務部長 事務センター部長 人財開発部長	(注) 2	15
取締役	海外営業 部長	浅 脇 誠	昭和27年11月19日 生	昭和51年4月 平成8年4月 平成12年6月 平成15年3月 平成17年4月 平成18年4月	当社人社 国際事業本部複合輸送営業部長 取締役国際輸送営業部長 ケイヒン マルチトランス(ヨーロッパ)ピーヴィ代表取締役社長 (現在) 取締役海外営業部長(現在) ケイヒン マルチトランス(シャン ハイ)カンパニー リミテッド代表 取締役社長(現在)	(注) 2	8

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	財務部長	漆 畑 光 一	昭和23年 6 月28日 生	昭和46年4月 平成4年4月 平成7年7月 平成14年4月 平成15年6月	当社入社 財務部次長 兼 経理課長 管理本部財務部次長 兼 税務課 長 財務部担当部長 兼 税務チーム リーダー 取締役財務部長(現在)	(注) 2	9
取締役	関西営業 部長	加 藤 武 雄	昭和24年 4 月20日 生	昭和47年4月 平成4年4月 平成11年4月 平成15年6月 平成18年6月 平成18年6月 平成18年6月	当社入社 総合計数管理室次長 営業統轄部リーダー 横浜営業一部担当部長 取締役横浜営業一部長 取締役関西営業部長(現在) ケイヒン陸運株式会社〔本店 兵庫県神戸市〕代表取締役社長 (現在) ケイヒン港運株式会社代表取締役社長(現在)	(注) 2	5
取締役	国際輸送営業部長	尾曲裕之	昭和34年1月5日生	昭和55年4月 平成9年4月 平成12年4月 平成17年4月 平成19年6月	当社入社 国際横浜営業部海外輸送課長 横浜営業二部海外輸送チーム リーダー 国際輸送営業部長 取締役国際輸送営業部長(現在)	(注) 2	4
取締役	総務部長	室 明	昭和27年12月11日 生	昭和50年4月 平成6年4月 平成12年6月 平成14年6月 平成15年7月 平成19年6月	日本開発銀行入行 株式会社日本格付研究所格付部 主席審查役 兼 格付委員 日本政策投資銀行審查部次長 新規事業投資株式会社取締役総 務部長 当社営業統轄部担当部長 取締役総務部長 兼 監查事務局 部長 取締役総務部長(現在)	(注) 2	3
取締役	東京営業部長	菅野耕一	昭和24年 4 月22日 生	昭和48年4月 昭和48年11月 平成5年4月 平成12年4月 平成19年4月 平成19年6月	株式会社ロッテ物産入社 当社入社 営業統轄部営業企画課長 営業統轄部リーダー 東京営業部長 取締役東京営業部長(現在)	(注) 2	2
取締役	営業統轄 部長	杉山光延	昭和36年 6 月 5 日 生	昭和60年4月 平成4年4月 平成5年1月 平成12年7月 平成16年10月 平成18年6月 平成20年2月 平成20年6月	株式会社住友銀行入行 同社 静岡支店支店長代理 同社 支店第二部部長代理 同社 神田法人営業部次長 SMBCコンサルティング株式 会社会員事業部長 株式会社三井住友銀行新潟法人 営業部次長 当社営業統轄部担当部長 取締役営業統轄部長(現在)	(注) 2	2

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役		谷津章一	昭和16年 6 月16日 生	昭和39年4月 平成3年6月 平成13年4月 平成16年6月 平成16年6月	取締役 常務取締役 常務取締役総務部長 兼 監査事 務局部長 協同飼料株式会社監査役(現在)	(注) 3	48
常勤監査役		阿久津 真	昭和27年 3 月17日 生	昭和52年4月 平成6年4月 平成11年4月 平成13年4月 平成14年10月 平成17年4月 平成20年4月	同社 関連事業部審議役 同社 関連事業部関連事業グループチーフ 同社 関連事業部関連事業総務専 管部長 同社 関連事業ユニットゼネラル マネージャー 同社 監査役室長 同社 総務人事統括部門関連事業 ユニット上席審議役	(注) 4	
監査役		熊 坂 恭 司	昭和19年11月16日 生	昭和42年4月 平成7年6月 平成9年6月 平成10年6月 平成13年6月 平成15年6月	株式会社横浜銀行入行 同社 取締役横須賀支店長 京浜ビル開発株式会社代表取締 役社長 当社監査役(現在) 横浜ビルシステム株式会社代表 取締役社長	(注) 4	10
合計						715	

- (注) 1 常勤監査役阿久津真および監査役熊坂恭司は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 - 2 取締役の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成21年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 3 常勤監査役谷津章一の任期は、平成19年3月期に係る定時株主総会終結の時から平成23年3月期に係る 定時株主総会終結の時までであります。
 - 4 常勤監査役阿久津真および監査役熊坂恭司の任期は、平成20年3月期に係る定時株主総会終結の時から 平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 5 専務取締役山川 卓は、代表取締役社長大津育敬の義兄であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、その社会的使命・責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を重要な経営課題の一つとして認識しており、社外監査役2名体制による監査機能の強化、監査事務局による内部監査体制の充実、ならびに危機管理委員会等によるリスク管理体制およびコンプライアンス経営体制の整備に努めており、全社的な法令遵守を推進するとともに、経営の公正さと健全性の確保ならびに情報の適時開示に努めております。

(2) 会社の機関の内容

当社は、監査役制度を採用しており、経営に関する機関として株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人のほか、「グループ統轄会議」および「経営会議」を設けております。

「グループ統轄会議」は、取締役、監査役、必要によりグループ会社社長および関係者により構成され、原則として毎月2回程度開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行っております。

「経営会議」は、代表取締役および役付取締役により構成され、業務執行および経営に係るテーマについての諮問機関として適時開催し、その審議のうち重要事項に係るものは「グループ統轄会議」を経て、取締役会で審議を行っております。

(3) 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システムの整備に関する事項について取締役会決議を行うとともに、役員および使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、「ケイヒングループ行動規範」および「ケイヒングループ行動指針」を制定しております。

コンプライアンスの統轄組織として「危機管理委員会」を設置し、違反行為に対する予防、対応、再発防止のための措置等を行っております。また、その下部組織として、「コンプライアンス統轄チーム」を設け、「コンプライアンスマニュアル」に基づく研修・指導等を通じ、コンプライアンス体制の整備・推進を図っており、コンプライアンスに関する内部通報制度として「ヘルプライン」窓口を当社内に設置しております。

事業運営リスクの統轄組織として、「危機管理委員会規程」に基づき「危機管理委員会」を設置し、リスク発生の未然防止、リスクが発生した場合に損失を最小限に止めるための措置、および再発防止のための措置など、リスク管理体制の整備・推進を図っております。

- 取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、法令および「取締役文書管理規程」に基づき適切に 保存し管理しております。
- コンプライアンス体制とリスク管理体制については、当社とグループ会社とを一体化した体制を整備し、当社「危機管理委員会」が統轄しており、グループ会社もコンプライアンスに関する内部通報制度を定め、その「ヘルプライン」窓口は当社内に設置し一元的に対応しておりま

- す。また、グループ会社の業務運営については、「グループ統轄会議」において定期的に報告を受けると ともに、経営管理上および業務遂行上の重要事項について審議を行っております。
 - 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、毅然とした態度で関係 遮断することを基本方針としております。反社会的勢力に対する対応統轄部署は総務部とし、 日頃から情報の収集・管理を実施しております。また、反社会的勢力による不当要求に備えて、 平素から所轄警察署・顧問弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築しております。 さらに、対応マニュアル「コンプライアンス マニュアル(反社会的勢力との関係遮断)」を整備しております。

(4) 監査役および社外監査役

監査役会は常勤監査役2名、非常勤監査役1名(社外監査役 常勤・非常勤各1名)で構成されており、各監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、客観的かつ公正な意見を述べるとともに、取締役の業務執行を監査しております。

社外監査役である常勤監査役小島秀人氏は、朝日生命保険相互会社の出身であり、同社は当社の主要な借入先かつ株主であります。また、社外監査役熊坂恭司氏は、株式会社横浜銀行の出身であり、同行は当社の主要な借入先かつ株主であり、当社も同行の株主であります。

(5) 内部監査、監査役監査および会計監査の状況

内部監査については、監査事務局(組織人員:2名)により各事業所に対する業務監査を実施しております。内部監査部門と監査役とは年度監査計画を共同で作成し、随時、監査に関する情報交換、意見交換を実施して連携を図っており、有効な内部統制の確立に努めております。

監査役の職務の補助は、監査事務局の使用人(1名)が兼務して行っております。

国内グループ会社の内部監査は、当社「監査事務局」が統轄して、外部専門家である太陽ASG監査法人に実施を委託し、その監査結果は当社社長、当該グループ会社社長および「グループ統轄会議」に報告しております。

各監査役は取締役会等の社内の重要な会議に出席するとともに、重要な事業所に対する業務監査および子会社等に対する調査を実施し、その結果を監査役会および代表取締役社長に報告しております。また、内部監査部門、当社財務部および会計監査人と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、情報および意見の交換を行い効率的な監査の実施に努めております。

会計監査については、当社の会計監査人である新日本監査法人が当社およびグループ会社に対して会社法および金融商品取引法に基づく監査を実施しております。また、当社財務部と随時、情報および意見の交換を行うとともに、代表取締役社長および監査役と定期的に会合をもち、会計監査実施経過の報告を受けております。

会計監査に従事する会計士は次のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名	監査年数	監査業務補助者の構成
指定社員 業務執行社員 原田恒敏	2年	
指定社員 業務執行社員 大和哲夫	2年	公認会計士 4名、会計士補等 5名
指定社員 業務執行社員 野水善之	1年	

(6) 役員報酬の内容

区分	支給人員(名)	当期支給額(百万円)	備考
取締役	13	147	当社には社外取締役はおりません。
監査役	3	20	
合計	16	167	

- (注) 1 上記のうち、社外監査役2名に対する報酬支給額は、14百万円であります。
 - 2 上記、取締役および監査役の報酬支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労金引当金繰入額54百万円 (取締役50百万円、監査役3百万円)が含まれております。
 - 3 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額93百万円を支払っております。

(7) 監査報酬の内容

支払先	報酬内容	当期支払額(百万円)
新日本監査法人	公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1 項に規定する業務に基づく報酬	19

(8) 取締役の定数に関する定めの内容

当社の取締役は、15名以内とする旨を定款で定めております。

(9) 取締役の選任の決議要件に関する定めの内容

当社は、株主総会における取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議 決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款で定めてお ります。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨も定款で定めております。

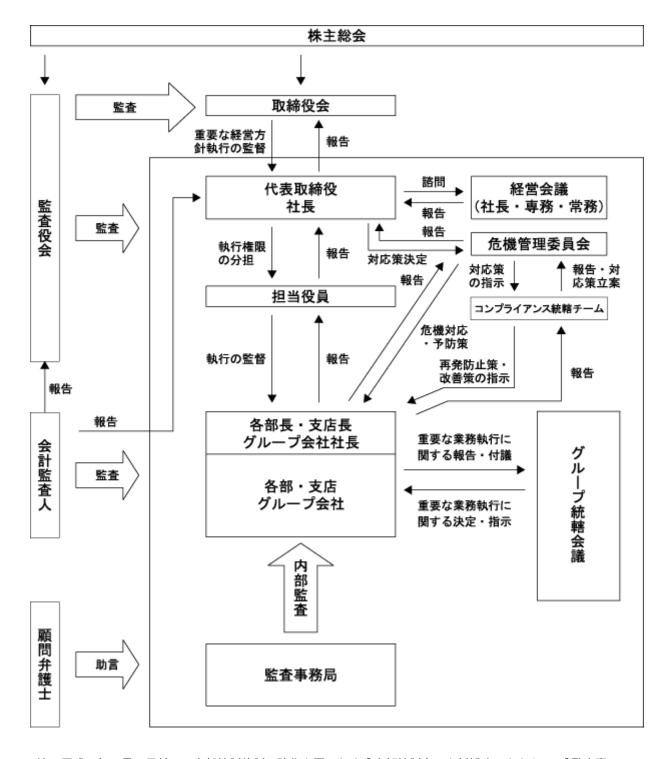
(10) 剰余金の配当等の決定機関に関する定めの内容

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で定めております。これは、株主への剰余金の配当等を機動的に行うことを目的とするものであります。

(11) 株主総会の特別決議要件に関する定めの内容

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

〔当社の機関、コーポレート・ガバナンス体制および内部統制体制〕



(注) 平成20年4月1日付にて内部統制体制の強化を図るため「内部統制室」を新設するとともに、「監査事務局」を廃止し、その業務を「内部統制室」へ移管しました。

第5 【経理の状況】

- 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
 - (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵 省令第28号,以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の連結財務諸表規則に基づき、当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第 59号、以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)および前事業年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)および当事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、それぞれ連結財務諸表ならびに財務諸表について、新日本監査法人により監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

			前連結会計年度 (平成19年 3 月31日)		当連結会計年度 (平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	5万円)	構成比 (%)
(資産の部) 流動資産							
1 現金及び預金 2 受取手形及び営業未収			3,130			1,549	
金	4		6,348			5,590	
3 貯蔵品			12			13	
4 繰延税金資産			210			93	
5 その他			1,084			1,265	
貸倒引当金			42			41	40.4
流動資産合計			10,744	20.8		8,472	18.1
固定資産 1 有形固定資産							
(1) 建物及び構築物	2	39,104			39,874		
減価償却累計額		19,234	19,869		20,355	19,519	
(2) 機械装置及び運搬具		1,827	.0,000		1,889	.0,0.0	
減価償却累計額		1,482	344		1,527	362	
(3) 器具及び備品		3,372			3,416		
減価償却累計額		2,666	706		2,811	605	
(4) 土地	2		10,869			10,884	
(5) 建設仮勘定			28			1	
有形固定資産合計 2 無形固定資産			31,819	61.7		31,372	67.2
(1) 借地権			1,405			977	
(2) その他			424			498	
無形固定資産合計 3 投資その他の資産			1,829	3.6		1,475	3.2
(1) 投資有価証券	1 2		6,440			4,625	
(2) 繰延税金資産			179			173	
(3) その他			539			523	
投資その他の資産合 計			7,159	13.9		5,321	11.4
固定資産合計			40,808	79.2		38,170	81.8
繰延資産 ************************************						_	
社債発行費			-			32	
繰延資産合計			-	-		32	0.1
資産合計			51,553	100.0		46,675	100.0

		前連結会計年度 (平成19年3月31日))	当連結会計年度 (平成20年3月31日))
区分	注記 番号		百万円)	構成比 (%)		百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1 営業未払金			4,956			4,209	
2 短期借入金	2		8,894			7,454	
3 一年内償還社債	2		-			2,000	
4 未払法人税等			383			552	
5 繰延税金負債			2			2	
6 その他	2		1,722			1,103	
流動負債合計			15,960	31.0		15,322	32.8
固定負債							
1 社債	2		3,000			3,000	
2 長期借入金	2		14,308			11,604	
3 長期未払金	2		292			195	
4 繰延税金負債			751			114	
5 退職給付引当金			2,718			2,448	
6 役員退職慰労引当金			-			682	
7 その他			476			456	
固定負債合計			21,547	41.8		18,502	39.7
負債合計			37,507	72.8		33,825	72.5
(純資産の部)							
株主資本							
1 資本金			5,376	10.4		5,376	11.5
2 資本剰余金			4,815	9.3		4,415	9.4
3 利益剰余金			2,905	5.7		2,839	6.1
4 自己株式			410	0.8		10	0.0
株主資本合計			12,688	24.6		12,620	27.0
評価・換算差額等							
1 その他有価証券評価 差額金			1,464	2.8		284	0.6
2 為替換算調整勘定			107	0.2		55	0.1
評価・換算差額等合計			1,357	2.6		228	0.5
純資産合計			14,045	27.2		12,849	27.5
負債純資産合計			51,553	100.0		46,675	100.0

【連結損益計算書】

		(自 平)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)		当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	百万円)	百分比 (%)
売上高		40.704			40.054		
1 国際物流部門		18,731			19,051		
2 国内物流部門 3 宅配物流部門		19,045 8,078			18,340 7,515		
4 情報部門		366	46,220	100.0	347	45,255	100.0
		300	40,220	100.0	347	45,255	100.0
1 作業費		31,361			30,153		
2 人件費		6,309			6,080		
3 賃借料		2,182			2,005		
4 減価償却費		1,465			1,566		
5 その他		1,448	42,766	92.5	1,513	41,319	91.3
売上総利益		, -	3,454	7.5	, , , ,	3,935	8.7
一般管理費	1		1,708	3.7		1,792	4.0
営業利益			1,746	3.8		2,142	4.7
二			, -			,	
1 受取利息及び受取配当		0.5					
金		95			96		
2 受取補助金		-			39		
3 受取手数料		11			10		
4 持分法による投資利益		3			7		
5 保険配当金		20			0		
6 その他		30	160	0.3	17	171	0.4
営業外費用							
1 支払利息		572			576		
2 為替差損		-			71		
3 その他		52	625	1.3	30	679	1.5
経常利益			1,281	2.8		1,634	3.6
特別利益							
1 投資有価証券売却益		183			486		
2 固定資産売却益	2	6			18		
3 過年度固定資産税還付		23			-		
額	٦	40	004	0.4	40	550	,
4 その他 特別場件	3	10	224	0.4	48	553	1.2
特別損失 1 過年度役員退職慰							
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		-			705		
2 固定資産処分損	4	81			62		
3 減損損失	5	102			33		
4 厚生年金基金清算損		60			9		
5 役員退任慰労金		20			-		
6 その他	6	25	290	0.6	4	814	1.8
税金等調整前当期純			1,214	2.6		1,373	3.0
利益			1,414	2.0		1,373	3.0
法人税、住民税		664			691		
及び事業税		001					
過年度法人税等		-			166	_	
法人税等調整額		88	575	1.2	216	1,074	2.4

EDINET提出書類 ケイヒン株式会社(E04293) 有価証券報告書

当期純利益	639	1.4	299	0.6

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

福口	株主資本							
項目	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
平成18年 3 月31日残高(百万 円)	5,376	4,815	2,632	407	12,416			
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当(注)			365		365			
当期純利益			639		639			
自己株式の取得				2	2			
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-			
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	-		273	2	271			
平成19年 3 月31日残高(百万円)	5,376	4,815	2,905	410	12,688			

項目	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成18年3月31日残高(百万円)	2,020	162	1,857	14,274
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当(注)			-	365
当期純利益			-	639
自己株式の取得			-	2
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	555	55	500	500
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	555	55	500	228
平成19年3月31日残高(百万円)	1,464	107	1,357	14,045

(注)平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

福口	株主資本							
項目	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計			
平成19年 3 月31日残高(百万 円)	5,376	4,815	2,905	410	12,688			
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当			365		365			
当期純利益			299		299			
自己株式の取得				0	0			
自己株式の消却		400		400	-			
自己株式の処分		0		0	0			
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					1			
連結会計年度中の変動額合 計 (百万円)	-	400	66	399	67			
平成20年 3 月31日残高(百万 円)	5,376	4,415	2,839	10	12,620			

項目	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成19年3月31日残高(百万円)	1,464	107	1,357	14,045
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当			-	365
当期純利益			-	299
自己株式の取得			-	0
自己株式の消却			-	-
自己株式の処分			-	0
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,180	51	1,128	1,128
連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	1,180	51	1,128	1,196
平成20年3月31日残高(百万円)	284	55	228	12,849

【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
1 税金等調整前当期純利益		1,214	1,373
2 減価償却費		1,526	1,631
3 減損損失		102	33
4 投資有価証券売却益		183	486
5 投資有価証券評価損		7	0
6 固定資産売却益		6	18
7 固定資産処分損		81	62
8 厚生年金基金清算損		60	
9 貸倒引当金の減少額		53	1
10 退職給付引当金の増減額(減少:)		19	269
11 役員退職慰労引当金の増加額			682
12 受取利息及び受取配当金		95	96
13 支払利息		572	576
14 売上債権の減少額		7	758
15 仕入債務の増減額(減少:)		360	747
16 その他		244	816
小計		3,860	2,683
17 利息及び配当金の受取額		95	96
18 利息の支払額		587	571
19 法人税等の支払額		788	679
営業活動によるキャッシュ・フロー		2,580	1,528
投資活動によるキャッシュ・フロー			
1 投資有価証券の取得による支出		397	540
2 投資有価証券の売却による収入		353	960
3 固定資産の取得による支出		1,604	1,485
4 固定資産の売却による収入		10	20
5 貸付による支出		3	5
6 貸付金の回収による収入		4	2
7 その他投融資支払による支出		7	6
8 その他投融資回収による収入		46	476
投資活動によるキャッシュ・フロー		1,598	577
財務活動によるキャッシュ・フロー			
1 短期借入による収入		2,930	3,550
2 短期借入金の返済による支出		3,751	6,335
3 長期借入による収入		4,970	3,350
4 長期借入金の返済による支出		4,743	4,709
5 社債発行による収入			1,964
6 自己株式の売却による収入			0
7 自己株式の取得による支出		2	0
8 配当金の支払額		362	364
財務活動によるキャッシュ・フロー		959	2,545
現金及び現金同等物に係る換算差額		24	13
現金及び現金同等物の増減額(減少:)		46	1,581
現金及び現金同等物の期首残高		3,083	3,130
現金及び現金同等物の期末残高	1	3,130	1,549

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

- 1 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 15社

なお、名称は「第1 企業の概況 4 関係会社の 状況」に記載しております。 1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 15社

なお、名称は「第1 企業の概況 4 関係会社の 状況」に記載しております。

ケイヒンコンテナ急送株式会社 [本店 兵庫県神戸市]については、当連結会計年度において 清算結了しているため、清算結了時までの損益 計算書のみを連結しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等 ケイヒン マルチトランス (シャンハイ) カンパニー リミテッド ほか 2 社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社3社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 主要な非連結子会社の名称等 同左

> (連結の範囲から除いた理由) 同左

- 2 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の関連会社数 1社 なお、名称は「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しております。
 - (2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称等 ケイヒン マルチトランス (シャンハイ) カンパニー リミテッド ほか 2 社

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない非連結子会社3社は、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が無いため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法を適用していない関連会社の名称等 エヴェレット インディア プライベート リミテッド

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用しない関連会社は、当期純損益 (持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見 合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全 体としても重要性が無いため持分法の適用範囲 から除外しております。

(4) 持分法適用会社の決算日は、平成18年12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日の財務諸表を使用しております。

- 2 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法適用の関連会社数 1社 同左
 - (2) 持分法を適用していない非連結子会社の名称等 同左

(持分法を適用しない理由) 同左

(3) 持分法を適用していない関連会社の名称等 同左

> (持分法を適用しない理由) 同左

(4) 持分法適用会社の決算日は、平成19年12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日の財務諸表を使用しております。

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日

至 平成19年3月31日)

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社の数 4社 ケイヒン マルチトランス(シンガポール)プライベート リミテッド

ケイヒン エヴェレット フォワーディング カンパニー インク

エヴェレット スティームシップ コーポレーション ケイヒン マルチトランス(ホンコン)リミテッド

上記連結子会社の決算日は、いずれも平成18年12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日の財務諸表を使用しております。ただし、平成19年1月1日から平成19年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- 4 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づ く時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

ロ たな卸資産

貯蔵品

先入先出法による原価法

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ 有形固定資産
 - a 建物及び構築物および器具及び備品のうちコン ピュータ機器

当社および国内連結子会社は、定額法によっており、在外連結子会社は当該国の会計基準に準じた会計処理によっております。

b 上記以外の有形固定資産

当社および国内連結子会社は、定率法によっており、在外連結子会社は当該国の会計基準に準じた会計処理によっております。

当連結会計年度

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社の数 4社 ケイヒン マルチトランス(シンガポール)プライベート リミテッド

ケイヒン エヴェレット フォワーディング カンパニー インク

エヴェレット スティームシップ コーポレーション ケイヒン マルチトランス(ホンコン)リミテッド

上記連結子会社の決算日は、いずれも平成19年12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、同決算日の財務諸表を使用しております。ただし、平成20年1月1日から平成20年3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

- 4 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

同左

時価のないもの

同左

ロ たな卸資産

貯蔵品

同左

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ 有形固定資産
 - a 建物及び構築物および器具及び備品のうち コンピュータ機器

同左

b 上記以外の有形固定資産

同左

当連結会計年度 前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 至 平成20年3月31日) (会計方針の変更) 当社および国内連結子会社は、法人税法の改正 に伴い、当連結会計年度より、平成19年4月1日以 降に取得した有形固定資産について、改正後の法 人税法に基づく減価償却の方法に変更しておりま これに伴い、前連結会計年度と同一の方法に よった場合と比べ、営業利益、経常利益、税金等調 整前当期純利益はそれぞれ8百万円減少してお (追加情報) 当社および国内連結子会社は、法人税法の改正 に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固 定資産については、改正前の法人税法に基づく減 価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達 した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価 額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわ たり均等償却し、減価償却費に含めて計上してお ります。 これに伴い、前連結会計年度と同一の方法に よった場合と比べ、営業利益、経常利益、税金等調 整前当期純利益がそれぞれ74百万円減少しており ます。 口 無形固定資産 口 無形固定資産 a ソフトウエア a ソフトウエア 社内における利用可能期間(5年)に基づく定 同左 額法によっております。 b 上記以外の無形固定資産 b 上記以外の無形固定資産 当社および国内連結子会社は、定額法によって 同左 おります。 (3)重要な繰延資産の処理方法 (3) 社債発行費 社債の償還までの期間にわたり定額法により償 却しております。 (会計方針の変更) 「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」 (企業会計基準委員会 実務対応報告第19号 平成 18年8月11日)に基づき、当連結会計年度において 新たに支出した社債発行費については毎期均等額 を償却する方法から、社債の償還までの期間にわ たり定額法により償却する方法に変更しておりま す。この変更による当期純利益への影響額は軽微 であります。 (4) 重要な引当金の計上基準 (4) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

同左

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債

権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権 等特定の債権については個別に回収可能性を 検討し、回収不能見込額を計上しております。

兰油什人制作	ツまける制た座
前連結会計年度 (自 平成18年4月1日	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日
至 平成19年3月31日)	至 平成20年 3 月31日)
口 退職給付引当金	口 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当社は当連結	同左
会計年度末における退職給付債務に基づき、	
当連結会計年度末において発生している額を	
計上しております。	
また、国内連結子会社は簡便法により期末要支	
給額の100%を計上しており、在外連結子会社	
は当該国の会計基準に準じた会計処理によっ	
ております。	
数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期	
間以内の一定の年数(10年)による定額法によ	
り、翌連結会計年度から費用処理することとし	
ております。	
	八 役員退職慰労引当金
	当社および主要な連結子会社は、役員の退職慰
	労金の支出に備えるため、内規に基づく当連
	カェの文山に備えるため、内苑に奉 フヽヨ建 結会計年度末要支給額を計上しております。
	には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、
 (5) 重要なリース取引の処理方法	(5) 重要なリース取引の処理方法
(3) 重要なり一人取引の処理力法 当社および国内連結子会社は、リース物件の所有権	(3) 重安なり一人取引の処理力法
が借主に移転すると認められるもの以外のファ	四生
イナンス・リース取引については、通常の賃貸	
イナンス・リース取引については、通常の負債 借取引に係る方法に準じた会計処理によってお	
ります。在外連結子会社は当該国の会計基準に	
準じた会計処理によっております。	
年 ひた 会計 処理によう このりより。	
(6) 重要なヘッジ会計の方法	(6) 重要なヘッジ会計の方法
該当事項はありません。	該当事項はありません。
(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重	(7) その他連結財務諸表作成のための基本となる重
要な事項	要な事項
消費税等の会計処理	消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式に	同左
よっております。	
5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項	5 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項
連結子会社の資産および負債の評価方法は、全面時価	同左
評価法を採用しております。	
6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	6 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範
連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及	囲
び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な	同左
預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変	
動について僅少なリスクしか負わない、取得日か	
ら3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資から	
なっております。	

会計処理方法の変更

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等	
当連結会計年度から「貸借対照表の純資産の部の表	
示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成	
17年12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借	
対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適	
用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日	
企業会計基準適用指針第8号)を適用しておりま	
ु च ,	
この変更に伴う損益への影響はありません。	
なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は、	
14,045百万円であります。	
連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度に	
おける連結財務諸表は、改正後の連結財務諸表規則	
により作成しております。	
	役員退職慰労引当金 当社および主要な連結子会社の役員退職慰労金については、従来支出時の費用処理としておりましたが、当連結会計年度より、内規に基づく連結会計年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しました。この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日)が公表されたことを契機に、当社等においても将来の支出時における一時的負担の増大を避け、期間損益の適正化および財務内容の健全化を図るため、役員退職慰労金を役員の在任期間にわたって合理的に費用按分したものであります。この変更により、当連結会計年度の発生額62百万円は一般管理費へ、過年度分相当額705百万円は、特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の処理を採用した場合と比べ、営業利益および経常利益は62百万円、税金等調整前

表示方法の変更

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
	(連結損益計算書関係) 前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に
	含めていた「受取補助金」は、営業外収益総額の100分
	の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記する
	こととしました。なお、前連結会計年度の営業外収益の
	「その他」に含まれる「受取補助金」は7百万円であ
	リます。
	前連結会計年度において、営業外費用の「その他」
	に含めていた「為替差損」は、営業外費用総額の100分
	の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記する
	こととしました。なお、前連結会計年度の営業外費用の
	「その他」に含まれる「為替差損」は38百万円であり
	ます。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

前連約 (平成19	結会計年度 9年3月31日)			結会計年度 0年 3 月31日)		
1 非連結子会社および		するものは、次	1 非連結子会社および関連会社に対するものは、次			
のとおりでありま			のとおりであります。			
投資有価証券(村	朱式)	104百万円	投資有価証券(株式)	107百万F	၂
2 担保に供している資	資産		2 担保に供している	資産		
建物及び構築 物	17,904百万円	(7,896百万円)	建物及び構築 物	17,606百万円	(7,681百万月	円)
土地	8,753	(4,332)	土地	8,768	(4,347)
投資有価証券	2,577	()	投資有価証券	3,254	()
合計	29,235	(12,228)	合計	29,630	(12,029)
担保に係る債務			担保に係る債務			
一年内返済 長期借入金	4,667百万円	(244百万円)	一年内返済 長期借入金	4,580百万円	(244百万日	円)
その他 (流動負債)	97	(97)	一年内償還社 債	2,000	(2,000)
社債	2,000	(2,000)	その他	97	(97	
長期借入金	12,771	(1,244)	(流動負債)	-	`	
長期未払金	292	(292)	長期借入金	11,011	(1,000)
合計	19,829	(3,878)		195 17,884	(3,536	_)
上記のうち(内書 業財団抵当ならて す。また、上記の打 に、リース債権349 す。	ブに当該債務を 旦保に供してい	示しておりま る資産のほか	上記のうち(内書 業財団抵当なら す。また、上記の に、リース債権25 す。	びに当該債務を 担保に供してい	示しておりる る資産のほ <i>た</i>	ま か
 3 偶発債務			 3 偶発債務			
う 間光度37 下記の会社の銀行	う借入金に対し	、債務保証を	フトロス 下記の会社の銀	行借入金に対し	、債務保証を	ا خ
行っております。			行っております。		PIT MALE	-
株式会社ワールター	レド流通セン	1,118百万円	株式会社ワーク	ルド流通セン	997百万円	
	-株式会社	177	~ 青海流通センタ	一株式会社	166	
合計		1,296	合計	<u> </u>	1,163	
4 当連結会計年度末日 当連結会計年度末日 連結会計年度末日 ては満期日に決済 ております。 受取手形	は金融機関の休 に満期となる次	日でしたが、当 なの手形につい	4	_		

(連結損益計算書関係)

万円ほかであります。

,		,								
前連結会計年度 (自 平成18年4月1日						/ ₾	当連結会計			
至 平成19年3月31日)						(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				
1	1 一般管理費のうち、主要な費目および金額は次の					1 一般管理費のうち、主要な費目および金額は次の				
	とおりであります。					とおりであ	ります。			
	役員報酬 給与手当			318百万円	役員報酬				316百万円	
	給与手当			462		給与手当			471	
	福利費			160		退職給付費			31	
	退職給付費			21			过労引当金繰 <i>.</i>	人額	62	
	貸倒引当金	E 裸人観		15		貸倒引当会	E 裸人観		12	
2		却益の内訳は 円であります		及び運搬具売	2		印益の内訳は 円であります		及び運搬具売	
3					3	特別利益その かでありま		、保険配当:	金38百万円ほ	
4		門、建物及び		及び運搬具処 分損 3 百万円	4				構築物処分損 百万円ほかで	
	5 減損損失 当社グループは、以下のリース資産について減損損 失を計上しました。				5 減損損失 当社グループは、以下のリース資産について減損損 失を計上しました。					
	用途	種類	場所	減損損失 (百万円)		用途	種類	場所	減損損失 (百万円)	
	事業用資	リース資産	東京都品	()		事業用資	リース資産	東京都品	(=,,,,,	
	産		川区	71		産		川区	33	
	事業用資	リース資産	兵庫県神				合計		33	
	*		戸市	31	, ,,,,	/± \				
	<u>産</u>				(経	•	: + ~**: : ::=	112 H 1	7 + 1, 1, 2, _	
		合計		102	争				るキャッシュ り収益性が低	
/ 45	7 <i>6</i>								り収血性が低	
,	経緯) 「業界姿度の)	三十 出来江田	******	7 +		しました。		20.001	X1X/(C 110 114)	
→				るキャッシュ り収益性が低	(グ	ルーピングの	D方法)			
				損損失を認識	当	社グループに	は、キャッシ <i>=</i>	ュ・フロー	を生み出す最	
	しました。	, , , , ,	- 0 (11%)	シン・ブン・ノ トー・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・		小単位に基	づき資産の原	用途により	、当社につい	
(ク	(グルーピングの方法)								ついては会社	
,	当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最						のグルーピン		ております。	
	小単位に基づき資産の用途により、当社につい						D算定方法等)		
				ついては会社	使 	用価値、割引	平5.0%			
		のグルーピン		ております。						
,]収可能価額の)							
使 	見用価値、割引	率5.0%								
6	特別損失その	の他の内訳は	関係会社	 信権放棄16百	6					
l	6 特別損失その他の内訳は、関係会社債権放棄16百									

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	67,539,457			67,539,457

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,212,776	5,477		2,218,253

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。 単元未満株式の買取請求による増加 5,477株

3 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	365	5.60	平成18年3月31日	平成18年6月30日

⁽注)前連結会計年度の利益処分による剰余金の配当として、上記のほか連結子会社へ12百万円の支払いを 実施しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	利益剰余金	365	5.60	平成19年3月31日	平成19年6月29日

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	67,539,457		2,175,000	65,364,457

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次の通りであります。

自己株式の消却による減少 2,175,000株

2 自己株式に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	2,218,253	4,497	2,176,141	46,609

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取請求による増加 4,497株

減少数の内訳は、次の通りであります。

自己株式の消却による減少 2,175,000株

単元未満株式の買増請求による減少 1,141株

3 新株予約権等に関する事項 該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

() 11- 1					
決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年5月18日 取締役会	普通株式	365	5.60	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	365	5.60	平成20年3月31 日	平成20年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度			当連結会計年度	
(自 平成18年4月1日			(自 平成19年4月)	
至 平成19年3月31	日)		至 平成20年3月3	51日)
1 現金及び現金同等物の期末残	高と連結貸借対照		1 現金及び現金同等物の期末を	残高と連結貸借対照
表に掲記されている科目の金			表に掲記されている科目の語	
(平成19年 3 月31日) 📗			(平成20年3月31日)
現金及び預金	3,130百万	円	現金及び預金	1,549百万円
預入期間が3カ月を超える定	期		預入期間が3カ月を超える定	≦期 ■
預金			預金	
現金及び現金同等物	3,130		現金及び現金同等物	1,549

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損損失 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
車輌運搬具	1,298	506	93	698
器具及び備 品	251	103	9	139
合計	1,549	609	102	837

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高 が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高

一年内	291百万円
一年超	649
	940

リース資産減損勘定期末残高 102百万円なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び減損損失

支払リース料307百万円減価償却費相当額307減損損失102

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

当連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相 当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額相当額(百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	減損 損失計 期 相 (百) (円)	期末残高 相当額 (百万円)
車輌運搬具	1,371	570	88	711
器具及び備 品	250	113	9	127
合計	1,621	684	97	839

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高 が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高

一年內	294百万円
一年超	624
合計	918

リース資産減損勘定期末残高 79百万円 なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に 占める割合が低いため、支払利子込み法により算 定しております。

(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価 償却費相当額及び減損損失

支払リース料325百万円リース資産減損勘定の取崩額30減価償却費相当額295減損損失33

(4) 減価償却費相当額の算定方法

同左

(有価証券関係)

前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)

- 売買目的有価証券
 該当事項はありません。
- 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの 該当事項はありません。
- 3 その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が	株式	3,430	5,833	2,403
が 取得原価を超えるもの	小計	3,430	5,833	2,403
連結貸借対照表計上額が	株式	0	0	0
取得原価を超えないもの	小計	0	0	0
合計		3,431	5,834	2,403

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
353	183	

5 時価評価されていない有価証券

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)	摘要
その他有価証券 非上場株式	606	非連結子会社および関連会社株式 を含む

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額該当事項はありません。

当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)

- 1 売買目的有価証券 該当事項はありません。
- 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの 該当事項はありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの

区分	種類	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額 が	株式	1,940	2,562	621
が 取得原価を超えるもの	小計	1,940	2,562	621
連結貸借対照表計上額 が	株式	1,539	1,406	132
取得原価を超えないもの	小計	1,539	1,406	132
合計		3,479	3,969	489

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
960	486	

5 時価評価されていない有価証券

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)	摘要
その他有価証券 非上場株式	655	非連結子会社および関連会社株式 を含む

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の今後の償還予定額該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前連結会計年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで) 該当事項はありません。

当連結会計年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで) 該当事項はありません。

2 取引の時価等に関する事項

前連結会計年度(平成19年3月31日現在) 該当事項はありません。

当連結会計年度(平成20年3月31日現在) 該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)	当連結会計年度 (平成20年 3 月31日)
1 採用している退職給付制度の概要	1 採用している退職給付制度の概要
当社および国内連結子会社は、確定給付型の制度な	☆ 同左
して、退職一時金制度を設けております。	
2 退職給付債務に関する事項	2 退職給付債務に関する事項
退職給付債務 2,780百	万円 退職給付債務 2,500百万円
未認識数理計算上の差異 62	未認識数理計算上の差異 52
退職給付引当金(+) 2,718	退職給付引当金(+) 2,448
(注) 国内連結子会社は、退職給付債務の算定にあり	(注) 国内連結子会社は、退職給付債務の算定にあた
り、簡便法を採用しております。	り、簡便法を採用しております。
3 退職給付費用に関する事項 (平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)	3 退職給付費用に関する事項 (平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)
勤務費用 178百	1 ' ' 1
利息費用 37	利息費用 37
数理計算上の差異の費用処理額 5	数理計算上の差異の費用処理額 8
退職給付費用 221	退職給付費用 232
(+ +)	(+ +)
4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
割引率 2.0%	割引率 2.0%
退職給付見込額の期間配分方 期間定額 法	基準 退職給付見込額の期間配分方 期間定額基準 法
数理計算上の差異の処理年数 10年	数理計算上の差異の処理年数 10年

(税効果会計関係)

前連結会計年度 (平成19年3月31日)		当連結会計年度 (平成20年 3 月31日)			
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因		1			
別の内訳			別の内訳		
操延税金資産 			繰延税金資産		
退職給付引当金損金算入 限度超過額	1,076百万円		退職給付引当金損金算入 限度超過額	972百万円	
繰越損失税額控除	273		繰越損失税額控除	337	
連結子会社が保有する 親会社株式評価損	308		役員退職慰労引当金損金 不算入額	277	
未払事業税	32		未払事業税	45	
固定資産処分損否認	63		固定資産処分損否認	63	
減損損失	42		減損損失	32	
その他	197		その他	49	
操延税金資産小計	1,994		繰延税金資産小計	1,779	
評価性引当額	859		評価性引当額	875	
操延税金資産合計 	1,135		繰延税金資産合計	903	
│ │ 繰延税金負債			繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	554百万	円	固定資産圧縮積立金	546百万円	
その他有価証券評価差額金	935		その他有価証券評価差額金	203	
その他	8		その他	3	
,	1,498		繰延税金負債合計	753	
繰延税金負債の純額	363		繰延税金資産の純額	150	
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負 担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳			
法定実効税率	40.7%		法定実効税率	40.7%	
(調整)			(調整)		
交際費等永久に損金に 算入されない項目	1.7		交際費等永久に損金に 算入されない項目	1.3	
住民税均等割等	2.0		住民税均等割等	1.8	
評価性引当額の増加額	6.8		評価性引当額の増加額	17.9	
連結子会社の税率差異	1.1		連結子会社の税率差異	6.3	
その他	2.7		連結仕訳に係る税効果未認識額	1.3	
税効果会計適用後の法人税等の	47.4		過年度法人税等	11.2	
負担率	77.4		その他	0.3	
			税効果会計適用後の法人税等の 負担率	78.2	

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前連結会計年度および当連結会計年度において、当社グループは国際輸送、港湾運送、倉庫、 陸上運送、宅配等からなる物流サービスを中心とした物流事業を行っており、当該事業以外に 事業の種類がないため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前連結会計年度および当連結会計年度において、本邦の売上高および資産の金額は、連結会社の売上高および資産の金額の合計に占める割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前連結会計年度および当連結会計年度における海外売上高は、連結売上高の10%未満であるため、海外売上高の記載を省略しております。

【関連当事者との取引】

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日) 役員及び個人主要株主等

			恣★会♡	事業の内	議決権等	関係	内容		取引		###
属性	会社等 の名称	住所	資本金又 は出資金 (百万円)	2 × 0 1 1	の所有(被 所有)割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	事業上 の関係	取引の 内容	金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
役員及び	京友商事	神奈川県	89	土木・建築	被所有		施設賃貸	施設賃貸	14	営業未収	0
そ	株式会社	横浜市		工事および	直接		収入	収入		金	51
の近親者				附帯設備工	7.04		設備の	設備の	917	差入保証	5
が				事の設計、			購入	購入		金	132
議決権の				監理および			設備の	設備の	302	営業未払	37
過				請負			修繕保守	修繕保守		金	0
半数を所							事務機	事務機	90	未払金	
有				動産賃貸業			器等の	器等の		未払費用	
している							リース	リース		前受収益	
会				不動産の売			土地建	土地建	61		
社等				買、賃貸お			物の賃	物の賃			
				よび管理			借	借			
								その他	13		

取引条件および取引条件の決定方針等

取引条件および取引条件の決定方針等は、一般取引先と同様であります。

- (注) 1 京友商事株式会社は、当社役員大津育敬およびその近親者が直接・間接にて100%を保有しております。
 - 2 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

当連結会計年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日) 役員及び個人主要株主等

			次十会り		議決権等	関係	内容		HD 21		#0+
属性	会社等 の名称	住所	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	の所有(被 所有)割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	事業上の関係	取引の 内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
役員及び	京友商事	神奈川県	89	土木・建築	被所有		施設賃貸	施設賃貸	17	営業未収	0
そ	株式会社	横浜市		工事および	直接		収入	収入		金	51
の近親者				附帯設備工	7.72		設備の	設備の	847	差入保証	5
が				事の設計、			購入	購入		金	84
議決権の				監理および			設備の	設備の	333	営業未払	50
過				請負			修繕保守	修繕保守		金	1
半数を所							事務機	事務機	91	未払金	
有				動産賃貸業			器等の	器等の		未払費用	
している							リース	リース		前受収益	
会				不動産の売			土地建	土地建	64		
社等				買、賃貸お			物の賃	物の賃			
				よび管理			借	借			
								その他	13		

取引条件および取引条件の決定方針等

取引条件および取引条件の決定方針等は、一般取引先と同様であります。

- (注) 1 京友商事株式会社は、当社役員大津育敬およびその近親者が直接・間接にて100%を保有しております。
 - 2 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報)

1株当たり当期純利益

前連結会計 (自 平成18年4 至 平成19年3	月1日	当連結会計 (自 平成19年4 至 平成20年3	4月1日
1 株当たり純資産額	215.03円	1 株当たり純資産額	196.72円

9.79円

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 潜在株式がないため記載しておりません。

(1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 連結損益計算書上の当期純利益 639百万円 普通株式に係る当期純利益 639百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳

該当事項はありません。 普通株式の期中平均株式数 65,323,314株

(1株当たり純資産額の算定上の基礎) 連結貸借対照表上の純資産額 14,045百万円 普通株式に係る連結会計年度末の純資産額 14,045百万円

1株当たり純資産額の算定に用いられた 連結会計年度末の普通株式の数 65,321,204株 1株当たり当期純利益 4.58円

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 潜在株式がないため記載しておりません。

(1株当たり当期純利益の算定上の基礎) 連結損益計算書上の当期純利益 299百万円 普通株式に係る当期純利益 299百万円 普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。

普通株式の期中平均株式数 65,319,214株

(1株当たり純資産額の算定上の基礎) 連結貸借対照表上の純資産額 12,849百万円 普通株式に係る連結会計年度末の純資産額 12,849百万円

1株当たり純資産額の算定に用いられた 連結会計年度末の普通株式の数 65,317,848株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
ケイヒン株式会 社	第11回無担保社 債	平成15年 9月18日	1,000	1,000 (1,000)	1.49	求償権担保	平成20年 9月18日
ケイヒン株式会 社	第12回無担保社 債	平成16年 2月12日	600	600 (600)	1.34	求償権担保	平成21年 2月12日
ケイヒン株式会 社	第13回無担保社 債	平成16年 2月12日	400	400 (400)	1.01	求償権担保	平成21年 2月12日
ケイヒン株式会 社	第14回無担保社 債	平成16年 8月12日	400	400	1.28	無担保	平成21年 8月12日
ケイヒン株式会 社	第15回無担保社 債	平成16年 9月3日	600	600	1.41	無担保	平成21年 9月3日
ケイヒン株式会 社	第16回無担保社 債	平成19年 11月22日	-	1,000	1.45	無担保	平成24年 11月22日
ケイヒン株式会 社	第17回無担保社 債	平成19年 11月28日	-	600	1.36	無担保	平成24年 11月28日
ケイヒン株式会 社	第18回無担保社 債	平成19年 11月30日	-	400	1.41	無担保	平成24年 11月30日
合計			3,000	5,000 (2,000)			

- (注) 1 「当期末残高」欄の(内書)は、1年内償還予定の金額であります。
 - 2 連結決算日後5年以内における1年ごとの償還予定額の総額は次のとおりであります。

1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
2,000	1,000	-	-	

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	4,185	2,750	1.894	
一年内返済長期借入金	4,709	4,704	2.388	
長期借入金(一年内返済長期借 入金を除く)	14,308	11,604	2.439	平成21年 5 月 ~ 平成27年 7 月
合計	23,203	19,058		

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2 長期借入金(一年内返済長期借入金を除く)の連結決算日後5年以内における1年ごとの返済予定額の総額は以下のとおりであります。

1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3年超4年以内	4 年超 5 年以内	
(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	
4,907	3,258	2,108		

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

		(前事業 [;] (平成19年 3	———— 年度 月31日)		(当事業 [;] (平成20年 3		
区分	注記 番号		額(百万円)		構成比 (%)	金	額(百万円))	構成比 (%)
(資産の部)									
流動資産									
1 現金及び預金			2,294				635		
2 受取手形	6		649				140		
3 営業未収金	5		4,365				4,271		
4 貯蔵品			2				2		
5 前払費用			140				142		
6 立替金			492				534		
7 未収入金			41				16		
8 短期貸付金	5		2				442		
9 繰延税金資産			170				61		
10 その他			43	8,201			11	6,259	
貸倒引当金				4				6	
流動資産合計				8,197	17.8			6,253	15.2
固定資産									
1 有形固定資産									
(1) 建物	1	35,188				35,868			
減価償却累計額		16,691	18,497			17,646	18,222		
(2) 構築物		2,142				2,194			
減価償却累計額		1,557	585			1,633	561		
 (3) 機械及び装置		1,315				1,381			
 減価償却累計額		1,022	293			1,082	299		
 (4) 車輌運搬具		40				31			
▮ ` ´ │		38	2			29	1		
 (5) 器具及び備品		1,256				1,267			
減価償却累計額		1,023	232			1,063	203		
(6) 土地	1	,	8,438			,	8,453		
(7) 建設仮勘定			28				1		
(*/) 是成版			28,078		61.2		27,744		67.5
2 無形固定資産			20,010		01.2		21,177		07.0
			1,405				977		
(1) 旧型相 (2) ソフトウエア			375				400		
(2) ブライ ブエブ (3) その他	2		43				43		
(3) (3) (5) (6) (6) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7			1,824		4.0		1,420		3.4

			業年度 3 月31日)		当事業年度 (平成20年 3 月31日)				
区分	注記 番号	金額(百万日	円)	構成比 (%)	金額(百万円)			構成比 (%)	
3 投資その他の資産									
(1) 投資有価証券	1	5,812				4,104			
(2) 関係会社株式		1,009				1,102			
(3) 関係会社長期貸付金		500				-			
一 (4) 差入保証金		416				408			
(5) その他		49				47			
投資その他の資産合計		7,788		17.0		5,664		13.8	
固定資産合計			37,691	82.2			34,828	84.7	
繰延資産									
社債発行費		-				32			
繰延資産合計			-	-			32	0.1	
資産合計			45,889	100.0			41,114	100.0	

			 業年度 ⋮ 3 月31日)			 業年度 ■ 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万月	円)	構成比 (%)	金額(百万)	円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
1 営業未払金	5	3,328			2,266		
2 短期借入金		3,069			2,050		
3 一年内返済長期借入金	1	3,878			3,929		
4 一年内償還社債	1	-			2,000		
5 未払金	3	309			243		
6 未払費用		232			179		
7 未払法人税等		292			466		
8 預り金		470			117		
9 前受収益		157			99		
流動負債合計			11,740	25.6		11,352	27.6
固定負債		0.000			0.000		
1 社債	1	3,000			3,000		
2 長期借入金	1	12,881			10,002		
3 長期未払金 4 繰延税金負債	1	292 733			195 113		
4 線延枕並貝頂 5 退職給付引当金		1,798			1,531		
6 役員退職慰労引当金		1,790			633		
7 関係会社損失引当金		799			823		
8 その他		379			385		
固定負債合計		0.0	19,885	43.3		16,685	40.6
負債合計			31,625	68.9		28,037	68.2
 (純資産の部)							
株主資本							
1 資本金			5,376	11.7		5,376	13.1
2 資本剰余金			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			.,	
l (1) 資本準備金		4,812			3,689		
(2) その他資本剰余金		0			0		
資本剰余金合計			4,812	10.5		3,690	9.0
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		984			984		
(2) その他利益剰余金							
固定資産圧縮積立金		807			797		
別途積立金		1,713			1,513		
繰越利益剰余金		353	0.000		429	0 -0-	
利益剰余金合計			3,860	8.4		3,725	9.0
4 自己株式 株士资本会計			1,132	2.5		10	0.0
株主資本合計 評価・換算差額等			12,916	28.1		12,781	31.1
評価・授昇左領寺 その他有価証券評価							
差額金			1,347	3.0		296	0.7
評価・換算差額等合			1,347	3.0		296	0.7
計							
純資産合計		l	14,263	31.1	l	13,077	31.8

EDINET提出書類 ケイヒン株式会社(E04293) 有価証券報告書

	負債純資産合計			45,889	100.0		41,114	100.0
١								

【損益計算書】

		(自 平 至 平	前事業年度 成18年 4 月 1 日 成19年 3 月31日	l l)) (自 平 至 平	当事業年度 成19年 4 月 1 日 成20年 3 月31日	l l)
区分	注記 番号	金額(百	百万円)	百分比 (%)	金額(百	百分比 (%)	
1 国際物流部門		14,977			15,169		
2 国内物流部門		17,495			17,270		
3 宅配物流部門		6,641	39,113	100.0	5,446	37,886	100.0
売上原価	1						
1 作業費		31,162			29,222		
2 人件費		2,244			2,169		
3 公租公課		323			320		
4 賃借料		1,589			1,588		
5 減価償却費		1,253			1,342		
6 その他		504	37,078	94.8	489	35,132	92.7
売上総利益			2,035	5.2		2,754	7.3
一般管理費							
1 役員報酬		119			173		
2 給与手当		186			219		
3 賞与		66			80		
4 退職給付費用		11			16		
5 福利費		84			91		
6 減価償却費		48			53		
7 賃借料		44			47		
8 公租公課		51			50		
9 支払手数料		57			74		
10 その他		121	790	2.0	125	933	2.5
営業利益			1,244	3.2		1,821	4.8

		前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)			当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百	5万円)	百分比 (%)	金額(ī	百万円)	百分比 (%)
営業外収益							
1 受取利息	2	13			14		
2 受取配当金		69			76		
3 受取補助金		-			39		
4 受取手数料	3	21			13		
5 その他		31	136	0.3	6	150	0.4
営業外費用							
1 支払利息		414			424		
2 社債利息		40			50		
3 その他		33	488	1.2	71	546	1.4
経常利益			893	2.3		1,424	3.8
特別利益							
1 投資有価証券売却益		183			486		
2 過年度固定資産税還付		00					
額		23			-		
3 その他		0	207	0.5	38	524	1.4
特別損失							
1 過年度役員退職慰労 引当金繰入額		-			653		
2 固定資産処分損	4	5			59		
3 関係会社損失引当損		312			54		
4 投資有価証券評価損	5	9			-		
5 その他	6	27	354	0.9	20	787	2.1
税引前当期純利益			745	1.9		1,161	3.1
法人税、住民税 及び事業税		508			555		
過年度法人税等		-			166		
法人税等調整額		48	459	1.2	209	931	2.5
当期純利益			286	0.7		230	0.6

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本					
項目	次十八	資本剰余金				
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	5,376	4,812	0	4,812		
事業年度中の変動額						
剰余金の配当(注)				-		
特別償却準備金の取崩 (注)				-		
固定資産圧縮積立金の取崩(注)				-		
固定資産圧縮積立金の取崩				-		
当期純利益				-		
自己株式の取得				-		
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				-		
事業年度中の変動額合計(百万円)	-	-	-	-		
平成19年3月31日残高(百万円)	5,376	4,812	0	4,812		

	株主資本								
		利益剰余金							
項目			その他利	益剰余金					
	利益準備金	特別償却準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金合計			
平成18年3月31日残高(百万円)	984	0	828	1,713	424	3,952			
事業年度中の変動額									
剰余金の配当(注)					378	378			
特別償却準備金の取崩(注)		0			0	-			
固定資産圧縮積立金の取崩(注)			10		10	-			
固定資産圧縮積立金の取崩			10		10	-			
当期純利益					286	286			
自己株式の取得						-			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						-			
事業年度中の変動額合計(百万円)	-	0	20	-	70	91			
平成19年3月31日残高(百万円)	984	-	807	1,713	353	3,860			

	株主	主資本	評価・換		
項目	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成18年3月31日残高(百万円)	7	14,133	1,858	1,858	15,991
事業年度中の変動額					
剰余金の配当(注)		378		-	378
特別償却準備金の取崩(注)		1		-	-
固定資産圧縮積立金の取崩(注)		1		-	•
固定資産圧縮積立金の取崩		1		-	-
当期純利益		286		-	286
自己株式の取得	1,124	1,124		-	1,124
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		-	511	511	511
事業年度中の変動額合計(百万円)	1,124	1,216	511	511	1,727
平成19年3月31日残高(百万円)	1,132	12,916	1,347	1,347	14,263

(注)平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

	株主資本						
項目	次十八	資本剰余金					
	資本金	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計			
平成19年3月31日残高(百万円)	5,376	4,812	0	4,812			
事業年度中の変動額							
資本準備金の取崩		1,122	1,122	-			
剰余金の配当				-			
別途積立金の取崩				-			
固定資産圧縮積立金の取崩				-			
当期純利益				-			
自己株式の取得				-			
自己株式の消却			1,122	1,122			
自己株式の処分			0	0			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				-			
事業年度中の変動額合計(百万円)	-	1,122	0	1,122			
平成20年3月31日残高(百万円)	5,376	3,689	0	3,690			

	株主資本							
	利益剰余金							
項目								
	利益準備金	固定資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	利益剰余金合計			
平成19年3月31日残高(百万円)	984	807	1,713	353	3,860			
事業年度中の変動額								
資本準備金の取崩					•			
剰余金の配当				365	365			
別途積立金の取崩			200	200	1			
固定資産圧縮積立金の取崩		10		10	ı			
当期純利益				230	230			
自己株式の取得					ı			
自己株式の消却					•			
自己株式の処分					•			
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)					-			
事業年度中の変動額合計(百万円)	-	10	200	75	134			
平成20年3月31日残高(百万円)	984	797	1,513	429	3,725			

	株主	資本	評価・換		
項目	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
平成19年3月31日残高(百万円)	1,132	12,916	1,347	1,347	14,263
事業年度中の変動額					
資本準備金の取崩		•		•	•
剰余金の配当		365		-	365
別途積立金の取崩		•		-	-
固定資産圧縮積立金の取崩		•		•	-
当期純利益		230		-	230
自己株式の取得	0	0		-	0
自己株式の消却	1,122	•		•	
自己株式の処分	0	0		•	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		•	1,051	1,051	1,051
事業年度中の変動額合計(百万円)	1,121	135	1,051	1,051	1,186
平成20年3月31日残高(百万円)	10	12,781	296	296	13,077

重要な会計方針

前事業年度	当事業年度			
(自 平成18年4月1日	(自 平成19年4月1日			
至 平成19年3月31日)	至 平成20年 3 月31日)			
1 有価証券の評価基準及び評価方法	1 有価証券の評価基準及び評価方法			
(1) 子会社株式及び関連会社株式	(1) 子会社株式及び関連会社株式			
移動平均法による原価法	` '			
	同左			
(2) その他有価証券	(2) その他有価証券			
イ 時価のあるもの	イ 時価のあるもの			
決算期末日の市場価格等に基づく時価法	同左			
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却				
原価は移動平均法により算定しておりま				
ਰ ੍ਹ)				
ロ 時価のないもの	ロ 時価のないもの			
移動平均法による原価法	同左			
2 たな卸資産の評価基準及び評価方法	2 たな卸資産の評価基準及び評価方法			
貯蔵品は、先入先出法による原価法	同左			
3 固定資産の減価償却の方法	3 固定資産の減価償却の方法			
(1) 有形固定資産	(1) 有形固定資産			
イ 建物及び構築物	イ 建物及び構築物			
定額法	同左			
ロ 上記以外の有形固定資産	ロ 上記以外の有形固定資産			
定率法	同左			
X+14	(会計方針の変更)			
	(公司グップの交叉) 法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19			
	年4月1日以降に取得した有形固定資産につい			
	て、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に			
	で、以正後の法人代法に参りて、減価資却の方法に一変更しております。			
	夏史してのりより。 これに伴い、前事業年度と同一の方法によった			
	場合と比べ、営業利益、経常利益、税引前当期純利			
	場合とは、八、音楽が霊、経帯が霊、枕が前当期紀が 益はそれぞれ6百万円減少しております。			
	(追加情報)			
	平成19年度の法人税法の改正に伴い、平成19年			
	3月31日以前に取得した有形固定資産について			
	は、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の			
	適用により取得価額の5%に到達した事業年度の			
	翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価			
	額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償			
	却費に含めて計上しております。			
	これに伴い、前事業年度と同一の方法によった			
	場合と比べ、営業利益、経常利益、税引前当期純利			
	益がそれぞれ62百万円減少しております。			
(2) 無形固定資産	(2) 無形固定資産			
イ ソフトウエア	イ ソフトウエア			
社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法	同左			
口上記以外の無形固定資産	ロ 上記以外の無形固定資産			
定額法	日左			
~_ RX/A	l-i,T			

前車	业
前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)
4 繰延資産の処理方法	4 繰延資産の処理方法
社債発行費	社債発行費
毎期均等額を償却しております。	社債の償還までの期間にわたり定額法により償却
	しております。
	(会計方針の変更)
	「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」
	(企業会計基準委員会 実務対応報告第19号 平成
	18年8月11日)に基づき、当事業年度において新た
	に支出した社債発行費については毎期均等額を償 却する方法から、社債の償還までの期間にわたり
	定額法により償却する方法に変更しております。
	この変更による当期純利益への影響額は軽微であ
	ります。
	5 引当金の計上基準
(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金
「 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権に	同左
ついては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特	132
定の債権については個別に回収可能性を検討	
し、回収不能見込額を計上しております。	
(2) 退職給付引当金	(2) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末にお	同左
ける退職給付債務に基づき、当事業年度末にお	1,7
いて発生している額を計上しております。	
数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期	
間以内の一定の年数(10年)による定額法により	
翌事業年度から費用処理することとしておりま	
す。	
(3) 関係会社損失引当金	(3) 関係会社損失引当金
関係会社の財務体質の健全化を目的として、将来予	同左
想される支援およびその他の負担に備えるた	132
め、損失負担見込額を計上しております。	
ON INVESTIGATION OF THE PROPERTY OF THE PROPER	
	(4) 役員退職慰労引当金
	役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づし
	く当事業年度末要支給額を計上しております。
6 リース取引の処理方法	6 リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められる	同左
もの以外のファイナンス・リース取引について	
は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処	
理によっております。	
7 その他	7 その他
消費税等の会計処理	消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式	「一月 10 元日 12 元 日 12
によっております。	1977
によってのいより。	

会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)	当事業年度 (自 平成19年4月1日
全 平成19年3月31日) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等	至 平成20年 3 月31日)
当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に	
関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年	
12月9日 企業会計基準第5号)および「貸借対照	
表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指	
針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業	
会計基準適用指針第8号)を適用しております。	
この変更に伴う損益への影響はありません。	
なお、従来の資本の部の合計に相当する金額は、	
14,263百万円であります。	
財務諸表等規則の改正により、当事業年度における	
財務諸表は、改正後の財務諸表等規則により作成し	
ております。	
	役員退職慰労引当金 役員退職慰労金については、従来支出時の費用処理 としておりましたが、当事業年度より、内規に基づく 事業年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計 上する方法に変更しました。 この変更は、「租税特別措置法上の準備金及び特別 法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金 等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13 日)が公表されたことを契機に、当社においても将 来の支出時における一時的負担の増大を避け、期間 損益の適正化および財務内容の健全化を図るため、 役員退職慰労金を役員の在任期間にわたって合理的 に費用按分したものであります。 この変更により、当事業年度の発生額54百万円は一 般管理費へ、過年度分相当額653百万円は、特別損失 に計上しております。 この結果、従来と同一の処理を採用した場合と比べ、 営業利益および経常利益は54百万円、税引前当期純

表示方法の変更

前事業年度	当事業年度
(自 平成18年4月1日	(自 平成19年4月1日
至 平成19年3月31日)	至 平成20年3月31日)
	(損益計算書関係)
	前事業年度において、営業外収益の「その他」に含め
	ていた「受取補助金」は、営業外収益総額の100分の10
	を超えたため、当事業年度より区分掲記することとし
	ました。なお、前事業年度の営業外収益の「その他」に
	含まれる「受取補助金」は7百万円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

	前事業年度 (平成19年 3 月31日)			当事業年度 (平成20年 3 月31日)			
1 担保に供している			1	担保に供している			
建物		(7,896百万円)		建物		(7,681百万円)	
土地	6,477	(4,332)		土地	6,492	(4,347)	
投資有価証券	2,577	()		投資有価証券	3,254		
合計	26,608	(12,228)		合計	27,027	(12,029)	
担保に係る債務 一年内返済 長期借入金	3,836百万円	(244百万円)		担保に係る債務 一年内返済 長期借入金	3,867百万円	(244百万円)	
未払金 社債	97 2,000	(97) (2,000)		一年内償還社 債	2,000	(2,000)	
長期借入金	11,344	(1,244)		未払金	97	(97)	
長期未払金	292	(292)		長期借入金	9,847	(1,000)	
合計	17,572	(3,878)		長期未払金	195	(195)	
	•	,		合計	16,007	(3,536)	
上記のうち(内書 業財団抵当なら す。	•			上記のうち(内書 業財団抵当ならで す。			
2 電話加入権40百万	円ほかであります	5 .	2	電話加入権40百万日	円ほかであります) ,	
3 未払消費税等が含	まれております。		3	未払消費税等が含	まれております。		
4 偶発債務 下記の会社の銀行 ております。 株式会社ワール 流通センター		i務保証を行っ 1,118百万		禺発債務下記の会社の銀行ております。株式会社ワール流通センター		i務保証を行っ 997百万F	
青海流通センタ	ター株式会社	177		青海流通センタ	-株式会社	166	
合計	1/1/2/2/11	1,296		合計	1/1.1V A II	1,163	
5 関係会社に係る注 区分掲記されたも る関係会社に対す す。 営業未収金 営業未払金	もの以外で各科目			関係会社に係る注 区分掲記されたも る関係会社に対す す。 営業未収金 短期貸付金 営業未払金	- の以外で各科目		
6 当事業年度末日満 当事業年度末日は金 年度末日に満期も 日に決済が行われ す。 受取手形	融機関の休日で となる次の手形に	ついては満期	6		_		

(損益計算書関係)

前事業年度	当事業年度
(自 平成18年4月1日	(自 平成19年4月1日
至 平成19年3月31日)	至 平成20年3月31日)
1 関係会社に対する下払費用17,522百万円を含み	1 関係会社に対する下払費用16,410百万円を含み
ます。	ます。
2 関係会社からの受取利息10百万円を含みます。	2 関係会社からの受取利息11百万円を含みます。
3 「受取手数料」には、関係会社からの受取手数料	3 「受取手数料」には、関係会社からの受取手数料
14百万円を含んでおります。	7百万円を含んでおります。
4 固定資産処分損は、建物2百万円、ソフトウエア	4 固定資産処分損は、建物52百万円、器具及び備品
1百万円ほかの除却損であります。	3 百万円ほかの除却損であります。
5 「投資有価証券評価損」には、関係会社の株式に 対する評価損9百万円を含んでおります。	5
6 特別損失「その他」には、関係会社に対する支援金27百万円を含んでおります。	6 特別損失「その他」は、関係会社に対する支援金 20百万円であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	37,776	2,180,477		2,218,253

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

子会社の有する自己株式の買取りによる増加 2,175,000株

単元未満株式の買取請求による増加 5,477株

当事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	2,218,253	4,497	2,176,141	46,609

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

単元未満株式の買取請求による増加 4,497株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

自己株式の消却による減少 2,175,000株

単元未満株式の買増請求による減少 1,141株

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるも の以外のファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)
車輌運搬具	315	126	189
器具及び備 品	115	49	65
合計	430	175	255

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高 が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。

未経過リース料期末残高相当額

1 年内 83百万円 1 年超 171

合計 255

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に 占める割合が低いため、支払利子込み法により算 定しております。

支払リース料及び減価償却費相当額

 支払リース料
 85百万円

 減価償却費相当額
 85

減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする 定額法によっております。 当事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当 額及び期末残高相当額

Anne to the first sin and					
	取得価額 相当額 (百万円)	減価償却 累計額 相当額 (百万円)	期末残高 相当額 (百万円)		
車輌運搬具	355	168	187		
器具及び備 品	142	68	74		
合計	498	236	262		

なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高 が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により算定しております。

未経過リース料期末残高相当額

1年内97百万円1年超164合計262

なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に 占める割合が低いため、支払利子込み法により算 定しております。

支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料95百万円減価償却費相当額95

減価償却費相当額の算定方法 同左

(有価証券関係)

前事業年度(平成19年3月31日)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

当事業年度(平成20年3月31日)

子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成19年 3 月31日)		当事業年度 (平成20年 3 月31日)
1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因		1 繰延税金資産及び繰延税金負債	
別の内訳		別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
退職給付引当金損金算入 限度超過額	731百万円	退職給付引当金損金算入 限度超過額	623百万円
関係会社損失引当損	325	関係会社損失引当損	334
固定資産処分損否認	63	役員退職慰労引当金損金	257
未払事業税	25	不算入額	
未払事業所税	15	固定資産処分損否認	63
その他	143	未払事業税	37
	1,305	未払事業所税	15
評価性引当額	390	その他	23
	914	繰延税金資産小計	1,355
		評価性引当額	657
 繰延税金負債		繰延税金資産合計	697
固定資産圧縮積立金	554百万円		
その他有価証券評価差額金	924	繰延税金負債	
繰延税金負債合計	1,478	固定資産圧縮積立金	546百万円
繰延税金負債の純額	563	その他有価証券評価差額金	203
		繰延税金負債合計	750
		繰延税金負債の純額 -	52
┃ ┃2 法定実効税率と税効果会計適月	月後の法人税等の負	 2 法定実効税率と税効果会計適用	後の法人税等の負
担率との差異の原因となった項	質目別の内訳	担率との差異の原因となった項	目別の内訳
法定実効税率	40.7%	法定実効税率	40.7%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に 算入されない項目	2.3	交際費等永久に損金に 算入されない項目	1.3
住民税均等割等	2.5	住民税均等割等	1.8
評価性引当額の増加額	17.0	評価性引当額の増加額	23.0
その他	1.0	過年度法人税等	14.3
税効果会計適用後の法人税等の	61.5	その他	1.0
自担率 		税効果会計適用後の法人税等の 負担率	80.1

(1株当たり情報)

	T		
前事業年度	当事業年度		
(自 平成18年4月1日	(自 平成19年4月1日		
至 平成19年3月31日)	至 平成20年3月31日)		
1 株当たり純資産額 218.37円	1 株当たり純資産額 200.21円		
1株当たり当期純利益 4.31円	1株当たり当期純利益 3.53円		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
潜在株式がないため記載しておりません。	潜在株式がないため記載しておりません。		
(1株当たり当期純利益算定上の基礎)	(1株当たり当期純利益算定上の基礎)		
損益計算書上の当期純利益 286百万円	損益計算書上の当期純利益 230百万円		
普通株式に係る当期純利益 286百万円	普通株式に係る当期純利益 230百万円		
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		
該当事項はありません。	該当事項はありません。		
普通株式の期中平均株式数 66,410,814株	普通株式の期中平均株式数 65,319,214株		
(1株当たり純資産額の算定上の基礎)	(1株当たり純資産額の算定上の基礎)		
貸借対照表上の純資産額 14,263百万円	貸借対照表上の純資産額 13,077百万円		
普通株式に係る期末の純資産額 14,263百万円	普通株式に係る期末の純資産額 13,077百万円		
1株当たり純資産額の算定に用いられた	1株当たり純資産額の算定に用いられた		
期末の普通株式の数 65,321,204株	期末の普通株式の数 65,317,848株		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄			株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)
		株式会社横浜銀行	1,549,323	1,048
		協同飼料株式会社	5,949,862	690
		東洋水産株式会社	247,650	371
		株式会社三菱UFJフィナンシャル ・ グループ	350,220	301
		高周波熱錬株式会社	310,800	299
		株式会社三井住友フィナンシャル グループ	412	270
 投資有価証券	その他有価証券	株式会社酉島製作所	130,000	216
	,	東海団地倉庫株式会社	19,686	196
		日本たばこ産業株式会社	250	124
		株式会社ワールド流通センター	112	112
		青海流通センター株式会社	58	58
		岡三ホールディングス株式会社	115,638	56
		株式会社神奈川銀行 他26社	881,183	357
		小計	9,555,194	4,104
		合計	9,555,194	4,104

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	35,188	834	154	35,868	17,646	1,056	18,222
構築物	2,142	57	5	2,194	1,633	78	561
機械及び装置	1,315	65	-	1,381	1,082	59	299
車輌運搬具	40	-	8	31	29	0	1
器具及び備品	1,256	34	22	1,267	1,063	59	203
土地	8,438	15	-	8,453	-	-	8,453
建設仮勘定	28	58	85	1	-	-	1
有形固定資産計	48,410	1,065	276	49,199	21,455	1,254	27,744
無形固定資産							
借地権	1,405	-	428	977	-	-	977
ソフトウエア	1,275	164	-	1,440	1,040	140	400
電話加入権	40	-	-	40	-	-	40
その他	9	-	-	9	6	0	2
無形固定資産計	2,730	164	428	2,466	1,046	140	1,420
繰延資産							
社債発行費	-	35	-	35	2	2	32
繰延資産計	-	35	-	35	2	2	32

(注)1 当期中の主な増加

建物

兵庫県神戸地区建物改修 276百万円 神奈川県横浜市神奈川区建物改修 167 東京都港区本社建物改修 83 東京都江東区建物改修 72

2 当期中の主な減少

建物

兵庫県神戸地区建物除却 70百万円 建設仮勘定

東京都江東区建物改修 47百万円 東京都港区本社建物改修 37

借地権 兵庫県神戸市中央区借地権 428百万円

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	4	6	0	3	6
役員退職慰労引当金	-	708	75	-	633
関係会社損失引当金	799	54	30	-	823

⁽注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入れであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

1 流動資産

現金及び預金

内容	金額(百万円)
現金	19
当座預金	514
普通預金	100
外貨預金	1
合計	635

受取手形

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
永大産業株式会社	98
イナバロジスティクス株式会社	13
荏原冷熱システム株式会社	12
ケンコーマヨネーズ株式会社	7
日本電産ロジステック株式会社	2
その他	5
合計	140

(口)期日別内訳

業種別	平成20年 4月満期 (百万円)	平成20年 5 月満期 (百万円)	平成20年 6月満期 (百万円)	平成20年 7月満期 (百万円)	平成20年 8月満期 (百万円)	平成20年 9月満期 (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)
倉庫・運輸業	4	4	3	3			16	11.67
食品製造業	2	2	2				7	5.02
その他製造業	8	4	1	98	3		116	83.31
合計	15	11	8	101	3		140	100.00

営業未収金 相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
日本生活共同組合連合会	413
オリエントマリタイム株式会社	227
DICロジテック株式会社	217
ケイヒン配送株式会社	182
ケイヒン海運株式会社	164
その他	3,065
合計	4,271

営業未収金の発生および回収ならびに滞留状況

前期末残高	当期発生高	当期回収高	当期末残高	回収率	平均滞留期間
(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(%)	(日)
4,365	44,051	44,144	4,271	91.2	

⁽注) 1 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等を含めて計算しております

当期回収高

2 回収率ならびに平均滞留期間の算出方法は次のとおりであります。

2 流動負債

営業未払金

相手先	金額(百万円)
ケイヒン陸運株式会社 [本店 兵庫県神戸市]	299
ケイヒン陸運株式会社 [本店 東京都足立区]	224
EUKOR CAR CARRIERS INC.	208
ケイヒン配送株式会社	107
ケイヒン陸運株式会社 [本店 愛知県大府市]	106
その他	1,319
合計	2,266

一年内返済長期借入金

借入先	金額(百万円)
株式会社横浜銀行	1,025
三菱UFJ信託銀行株式会社	728
朝日生命保険相互会社	538
日本政策投資銀行	506
株式会社三井住友銀行	383
住友信託銀行株式会社	194
株式会社三菱東京UFJ銀行	152
農林中央金庫	150
株式会社りそな銀行	109
中央三井信託銀行株式会社	76
明治安田生命保険相互会社	61
住宅金融支援機構	3
財団法人 横浜市建築助成公社	2
合計	3,929

⁽注) 住宅金融公庫は、平成19年4月1日付をもって、名称を住宅金融支援機構と変更いたしました。

3 固定負債

社債

区分	金額(百万円)
第14回無担保社債	400
第15回無担保社債	600
第16回無担保社債	1,000
第17回無担保社債	600
第18回無担保社債	400
合計	3,000

⁽注) 発行年月、利率等については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結附属明細表」の「社債明細表」に記載しております。

長期借入金

借入先	金額(百万円)
株式会社横浜銀行	2,094
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,080
日本政策投資銀行	1,849
朝日生命保険相互会社	1,132
株式会社三井住友銀行	914
株式会社りそな銀行	422
住友信託銀行株式会社	403
農林中央金庫	395
株式会社三菱東京UFJ銀行	363
明治安田生命保険相互会社	155
住宅金融支援機構	114
財団法人 横浜市建築助成公社	79
合計	10,002

⁽注) 住宅金融公庫は、平成19年4月1日付をもって、名称を住宅金融支援機構と変更いたしました。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで		
定時株主総会	6月中		
基準日	3月31日		
株券の種類	1 株券、10株券、100株券、500株券、1,000株券、5,000株券、10,000株券、 100株未満端数表示株券		
剰余金の配当の基準日	3月31日		
1単元の株式数	1,000株		
株式の名義書換え			
取扱場所	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部		
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社		
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 野村證券株式会社 全国本支店		
名義書換手数料	無料		
新券交付手数料	無料		
株券喪失登録			
株券喪失登録申請料	1件につき10,000円		
株券登録料	1枚につき 500円		
単元未満株式の買取り・ 買増し			
取扱場所	 東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部		
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社		
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 野村證券株式会社 全国本支店		
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額		
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法によりこれを行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.keihin.co.jp		
株主に対する特典	なし		

- (注)当会社の株主(実質株主を含む。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】 当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 第60期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)平成19年6月29日関東財務局長に提出。

(2) 有価証券報告書の訂正報告書

訂正報告書(上記(1) 有価証券報告書の訂正報告書)を平成19年10月31日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書

事業年度 第61期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)平成19年12月14日関東財務局 長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

ケイヒン株式会社 取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 原 田 恒 敏 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 大 和 哲 夫 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているケイヒン株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケイヒン株式会社及び連結子会社の平成19年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が 別途保管している。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

ケイヒン株式会社 取締役会 御中

新日本監查法人

指 定 社 員 公認会計士 原 田 恒 敏 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 大 和 哲 夫 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 野 水 善 之業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているケイヒン株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケイヒン株式会社及び連結子会社の平成20年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

連結財務諸表の会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社および主要な連結子会社は役員退職慰労金について、従来支出時の費用処理としていたが、当連結会計年度より、内規に基づく連結会計年度末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

N	
ᅛ	

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が 別途保管している。

独立監査人の監査報告書

平成19年6月28日

ケイヒン株式会社 取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 原 田 恒 敏 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 大 和 哲 夫 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているケイヒン株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第60期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケイヒン株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が 別途保管している。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月27日

ケイヒン株式会社 取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公認会計士 原 田 恒 敏 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 大 和 哲 夫 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 野 水 善 之業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているケイヒン株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ケイヒン株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

財務諸表の会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は役員退職慰労金について、従来支出 時の費用処理としていたが、当事業年度より、内規に基づく事業年度末要支給額を役員退職慰労引当 金として計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

INI	L
1.7	- 1
~/\	_

上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が 別途保管している。